

なお、貿易の自由化につきましては、わが国農林漁業の実情を十分考慮しつつ慎重に対処することが必要であります。基本的には国際競争力の強化をはかることとし、必要に応じ關税率の調整等により、急激な影響を防止する考えであります。その場合においても、米麦、酪農製品等わが国農業において重要な地位を占める品目については、相当期間輸入制限を存続する必要があるものと考えております。

次に米穀の管理につきましては、さきに、現行制度の根幹を堅持するとともに、最近の食糧事情と現行の管理制度の運用の実態にかんがみ、所要の改善を行なうための構想を発表いたしましたが、これについては、今後なお関係方面の協力を求めつつ、世論の動向を見きわめ、慎重に検討して成案を得たいと考えております。

第二に、林業政策の基本方針について申し述べますと、まず治山治水長期計画に基づき、国有林及び民有林の治山事業を推進して国土保全の方全を期すとともに、国民経済の急速な発展に伴う木材需要の増大に対処する施策に重点を置く考え方であります。これがため、当面、木材需給の逼迫による木価格の高騰に対処する施策として、さきに木材価格安定緊急対策を決定し、今明年度にわたり木材の増伐、輸入の増大を促進するための措置を実施中であります。他面、長期的な供給確保を目指して森林生産の拡大をはかるとともに、山村経済の振興をはかるため造林の促進、林道の拡充を計画的に実施し、林業経営の改善に資する考

第三に、水産政策につきましては、漁場改良造成事業を積極的に拡充実施するなど、沿岸漁業の振興に施策の重きを置いて参りたいと思ひます。また、対外的にはわが国漁業の操業の場を極力拡大確保することに努め、中小漁業もこれに積極的に参加せしめるほか、水資源の保護培養、水産物の流通改善、漁港整備事業の重点的実施等をはかつて参る所存であります。

これらの農林水産業諸施策を強力に推進するためには、必要な予算措置の確保をはかることはもとよりあります

が、これと相待つて農林漁業者の旺盛な資金需要にこたえ、経営近代化に必要な資金の供給を円滑にするため、本年農業近代化資金助成法による農業近代化資金を中心とする組合系統資金の積極的活用及び農業改良資金の充実をはかるとともに、農林漁業金融公庫等に対する財政投融資の拡充には十分に配慮して参る所存であります。

以上申し述べました基本的な考え方に基づきまして、今後農林漁業に関する諸施策を強力に推進して参る所存であります。第三には、今国会提出の補正予算案のうち農林関係といしましては、災害対策及び公務員等の給与改訂のほか、本年米麥価の決定と取り扱い数

量の増大、流通飼料の需給及び価格安定等に伴う食糧管理特別会計の損失見込みの増加に対し、一般会計から食糧管理特別会計へ必要な繰り入れを行なうこととしております。

以上農林水産業施策の今後の基本方針と当面の措置につきまして、その概要を申し上げたのでありますが、今後の施策が円滑に行なわれますよう、各

議の経過等にもかんがみ、その後検討を加え、おおむね同趣旨のものを本国会に再提出することといたし、これにより農業基本法に基づく諸施策の具體化を進めて参りたいと考えております。

第二は、本年発生災害に対する対策であります。本年は冬期雪害を初めとして三陸フエーン災害、六月下旬以降英君。

○清澤俊英君 大臣にまことに伺いましたが、私は、災害関係ですね、それで今

の梅雨前線豪雨災害、第二室戸台風等、相次いで災害が発生し、農林水産業関係においても多額の被害をこうむりましたことは、まさに憂慮にたえません。これらの災害に際しましては、当面必要な応急措置を講じてきたのであります。さらにこれらの災害の実情にかんがみ、災害復旧の促進、被害農林漁業者の救済について万全を期するため、被災地に対する災害復旧費補助率の引き上げ、天災融資の貸付限度の引き上げ、その他おおむね

伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

貸付限度の引き上げ、その他おおむね伊勢湾台風災害の場合に準する各般の特別の措置を講ずることとし、これに

ます。したがつて、長野県の集中豪雨がありました際でも、実はあそこのある村のときは、従来例のない処置を実はとつて、考えておるものもあります。そういうふうに前例のないような特別な被害が発生いたしましたものにつきましては、むろん特別なことを考えてやらなければならぬと私は思います。ただいま清澤委員の御指摘になりましたような場合が発生しておるというのでありますすれば、それにつきましては、また別途考えて必要な処置を講じて参ることが政治ではないかと思うのであります。何分にも広い範囲でござりますので、一々われわれの気のつかぬ点もあるかもしませんが、今お示しのようなことにつきましては、なおよく調査をいたしまして、必要な処置はとることができれば、そういう必要な処置をとつて参るということにいたしたいと思います。いずれ御指摘をいただきました点につきましては、またそりいつた例につきましては、よく調査をいたしまして善処することにいたしたいと思います。御承知のとおりこの災害対策につきましては、両党から災害対策の委員の方がお出になりまして、政府またこれと相協力いたしまして、政府またこれと相協力いたしまして、そりとして大体全國を見合つて案を立てるのであります。まあまあこの辺のところならということでおいたのでござりますから、何分今御指摘のような場合があるわけござります。そういう点につきましては、よく調査いたしまして必要な処置をとると、いうことにいたしたいと思います。

これでやめますが、ぜひ今御答弁になつたような方法で特別の御考慮をお願いしておきます。その次にお伺いしておきたいのは、これは非常に農民が関心を持つておるのあります。いわゆる河野構想といふものをこの通常国会には法案化してお出しになる意思は、どの辺まであるのかといふことです。ということは、新聞などを見ますと、衆議院における大臣の御説明によりますれば、世論の動向を見きわめて、この説明によりますが、慎重な態度をもつて出すのだ、こうおっしゃつておる。この世論なるものを、たゞ世論といいましてもいろいろありますので、世論の中でも大体どこに置かれるのか。今の場合は、私の知つてゐる範囲では、大体農民団体、大部分の農民、これはまあ反対しております。こういうものが藏く限りは通常国会にも提案なさるぬ、こういうお考えなのか、あるいはそれを押し切つて、財界等が言うておるとおり、食管の赤字がどうであるとかいふようなことで、一応食管制度は改正しなければならぬというようなまた意見も一方には出ております。どちらに重点を置いて世論といふものを位置づけられるといふのですか、位置づけるといふこともおかしいのですが、重きを置いて提案の基礎とせられるのか、その点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

ない農村もたくさんござります、清潔さんもたくさんさんの農村を御存じ、実は私もたくさん農村をよく知つております。私の神奈川県のことときは反対いたしましておりません。その他の知事さんで、私のところの県もよろしくうござります、私の県もよろしくうござりますとおっしゃつていらつしゃる知事さんは実にたくさんござりますが、私が、かし反対だとおっしゃつておる方もござります。そこで私は、私の考え方を十分に各地に遊説いたしましたして、そんも実はたくさんござります。が、おかつ反対か、反対でないかといふことで努力をする。また参考となる御意見を承つて、この程度に直せれば賛成できるなら、この程度に直すか直さぬかといふことの検討もいたします。十體におきまして、消費の方面におきましては賛成が多いようござります。これもすでに御存じのとおり、新聞等の世論調査の結果は賛成の方が多いございますが、しかし、これは私は多い少ないで止めようとは考えておりません。賛成が多いからやるといううなことでなしに、大部分の生産者、消費者が賛成だということの見きわめをつけてやりたい、それがためにはやらゆる努力をして趣旨徹底に努める。趣旨徹底してもこういうわけで反対だといふ論拠があれば、それについて十分検討を加えて、そうして善処いたしたい、こう考へております。

結局、世論は大体河野構想に賛成し、おる、こういう大体の御説明のようすが、私の知つてゐる範囲では、大半は反対のようでありますて、こういふやはり見方をしてゐるので、農民の部分はそれは確かに賛成しておる者あると思うのですが、農協といふよなものを中心にして、大部分はやはり農業団体としては反対の意向が強いこういうことが考えられる。消費者点から見ましても、総評等を中心にして、わずかにおしゃもじさんが賛成しているだけで、あとの団体は大部分対しているというふうに私は今見ている。そらすると、だいぶ大臣の考へておられる世論といふものと世論が違つておる。これらは一つどう調整されるお考えですか。

思たず問　い消論方り私が。、そ間カじ、みかうても反方しかいどす反そ体。農に

その次にお伺いしたいことは、大臣は、大体やみ米が一千万石程度ある。こういうような趣旨の答弁をしておられます。農業中央会などでは約四、五百万石に見ておるんですがね。これはどういうあれで数量の違いを来たしたのかということと、その次に、ついでお伺いしておきますのは、一体、やみ米というものは、売る方ほどいう関係であまりもうかりもしないやみ米を出すのか。それから買う方は、何も高いものを配給辞退をしてやみ米を貰う必要はない。そういう考え方で出ておるのか。そういうものにはどこから出でるのか。そういうもので、やみ米はなぜ出るか、やみ米はなぜ貰うのか、その点をひとつどうお考えになつておられるのか。

○國務大臣(河野一郎君) これは最初

にやみ米の数量はどのくらいに見ていらるか。お前の言う一千万石前後は多いぢやないか。農業団体の方ではもつとずつと少ないぢやないか。こういうお話をござりますが、これは私の申し上げる数字の方が正しいと私は思つております。私は決して一人でこれはきめた数字ではございません。たとえば農業団体の代表者の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

る。したがつて、それが高く売れるとう数字も、うそもかくしまない、そのとおりでございます。それから問題は、自家消費米がどのくらいあるかとあります。それも私は荷見君とも話したんです。まずこれは四割と見ることが妥当だらうといふことで、まず八千万石の四割と見れば三千二百万石。ます三千万石から三千二百萬石というになります。そつする

と八千二、三百万石から三千二、三百萬石の自家消費米を引きますと、五千五百石といふものが流通米として出ておるという見方で私はいいんぢやないか。その後のものがわからぬ米が出てくる。これがやみ米といふものだと、結論としておるんです。決して過大な数字を話しておるつもりはありません。次に、やみは一体どうして出るのか。やみ米の分析をここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、これはやみ米といふものだと、私は思ひます。私は決して一人でこれはきめた数字ではありません。たとえば農業団体の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

る。したがつて、それが高く売れるとう数字も、うそもかくしまない、そのとおりでございます。それから問題は、自家消費米がどのくらいあるかとあります。それも私は荷見君とも話したんです。まずこれは四割と見ることが妥当だらうといふことで、まず八千万石の四割と見れば三千二百万石。ます三千万石から三千二百萬石の自家消費米を引きますと、五千五百石といふものが流通米として出ておるという見方で私はいいんぢやないか。その後のものがわからぬ米が出てくる。これがやみ米といふものだと、結論としておるんです。決して過大な数字を話しておるつもりはありません。次に、やみは一体どうして出るのか。やみ米の分析をここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、これはやみ米といふものだと、私は思ひます。私は決して一人でこれはきめた数字ではありません。たとえば農業団体の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

る。したがつて、それが高く売れるとう数字も、うそもかくしまない、そのとおりでございます。それから問題は、自家消費米がどのくらいあるかとあります。それも私は荷見君とも話したんです。まずこれは四割と見ることが妥当だらうといふことで、まず八千万石の四割と見れば三千二百万石。ます三千万石から三千二百萬石の自家消費米を引きますと、五千五百石といふものが流通米として出ておるという見方で私はいいんぢやないか。その後のものがわからぬ米が出てくる。これがやみ米といふものだと、結論としておるんです。決して過大な数字を話しておるつもりはありません。次に、やみは一体どうして出るのか。やみ米の分析をここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、これはやみ米といふものだと、私は思ひます。私は決して一人でこれはきめた数字ではありません。たとえば農業団体の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

る。したがつて、それが高く売れるとう数字も、うそもかくしまない、そのとおりでございます。それから問題は、自家消費米がどのくらいあるかとあります。それも私は荷見君とも話したんです。まずこれは四割と見ることが妥当だらうといふことで、まず八千万石の四割と見れば三千二百万石。ます三千万石から三千二百萬石の自家消費米を引きますと、五千五百石といふものが流通米として出ておるという見方で私はいいんぢやないか。その後のものがわからぬ米が出てくる。これがやみ米といふものだと、結論としておるんです。決して過大な数字を話しておるつもりはありません。次に、やみは一体どうして出るのか。やみ米の分析をここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、これはやみ米といふものだと、私は思ひます。私は決して一人でこれはきめた数字ではありません。たとえば農業団体の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

る。したがつて、それが高く売れるとう数字も、うそもかくしまない、そのとおりでございます。それから問題は、自家消費米がどのくらいあるかとあります。それも私は荷見君とも話したんです。まずこれは四割と見ることが妥当だらうといふことで、まず八千万石の四割と見れば三千二百万石。ます三千万石から三千二百萬石の自家消費米を引きますと、五千五百石といふものが流通米として出ておるという見方で私はいいんぢやないか。その後のものがわからぬ米が出てくる。これがやみ米といふものだと、結論としておるんです。決して過大な数字を話しておるつもりはありません。次に、やみは一体どうして出るのか。やみ米の分析をここで申し上げるのはどうかと思ひますけれども、これはやみ米といふものだと、私は思ひます。私は決して一人でこれはきめた数字ではありません。たとえば農業団体の荷見安君とも話し合いました。各方面的権威者といわれるような人とは、私は皆話し合つております。その結果、私の申し上げたような数字を多いといふ人はございません。ところが団体で発表する場合は、ああいう発表をなさいますが、それは違う。なぜかと申しますと、大体米の収穫量の八千万石から八千二、三百万石といふのは、どなたもお認めになつております。それから政府が扱つてお

かにそれじや何があるかと想像してみますと、そんなに米の需要ではかなの面を考えることは私はたくさんないと思います。たしかに莫子があるとすれば、これはあります。ありますけれどもその量たるや私はそんなに多いものじゃないと思います。また、今の中をそんなに使っておる莫子というものは割合少ないと思います。別のものと割安のものを使っておる。したがつて、先ほどお話をございましたが、そういうものを議論の中にあまり申し上げることは適当でないという意味で私は避けたのでござります。

もう一つ、販売の面からのお話の検査の問題がございました。これは、私は政府が買うのだからルーズでよろしいといふわけに絶対参らぬのであります。これは今の検査がむしろ私はルーズである。相當に米の品質改良、生産の改良等の見地から申しますれば、まじめなりっぱな農家といふものの立場を考えますれば、今の政府だから三等級もしくはそういうものを主力に置いてやつておりますけれども、もつと私は検査を厳密にして格差、格づけをなるべく正確にしていくつて、その間に買上格価をつけしていくほらがいんじやないかと思うくらいでございまして、検査がうるさいからやみに流すのだというようなことは、これはもうやつてもらわぬようになつて、これがもしかなきやならぬ、こう思つております。

それからもう一つ、今の需要者側でございますが、これは今のお話の点は、私はそういう人今まで配給米を差し上げなくともよろしいぢやないか。

私は、政府がどうしても配給米のこの制度を維持して、配給を絶対統けていかなければならぬと考えております。現ものは、現在の米価、これに對して生活の安定の上から強い関心を持つていらっしゃる人に、ぜひ私は確保しなきやいかなという考え方であつて、めんどうだからというような軽い気持ちで大したウエートを置いていらっしゃらぬ方は、そし私は深く考えぬでもいいぢやないか、こう思つておるのであります。

○清澤俊英君 私は何もどぶろくに使うと言つたのじやないですよ。

○國務大臣(河野一郎君) あなたはそうおっしゃらぬけれども、私はそんなものじやないかと思つたのです。

○清澤俊英君 どぶろくに使うといふのじやないのです。お酒屋さんが酒米をして相当買ひ入れておらぬか、こういうことなんです。

○國務大臣(河野一郎君) その点は、酒は今足りない状態にないわけです。これは政府の方も酒米の数量を、きのう衆議院の方で、もつとふやしてやらぬかといふお話を出ましたが、決して政府は米が足りないから酒米を押えておるという氣持はございません。これは要求のあるだけは使つてけつこうなんです。だから、むしろ今は、酒屋さんは一般国民の酒に対する需要を満たすだけに酒が足りない状態にあるとは考へていないと私は考えております。現に御承知のように酒は自由販売でござりますから、そこで、それが原料が足りないからやみで米を取つてそりとしてやっておられるというよくなことは、私は考えられない。

○澤俊英君 その次にお伺いしたいのは、時間もありませんので、簡単にお伺いしますが、先般八月三十日㈯に、農林大臣構想の中の「食糧管理別会計」の実態にかんがみて——一つの河野構想といらるものの中に含まれておる——そらいう立場から、赤字との構想との結びつきをお伺いしません。そのときに大臣から、こういう御答弁があつたと思うのですが、その赤字を直すのには自由米がだんだんふえてきて、そうしていけば予約米が減つてくれれば、そぞすれば赤字はおのずから減るのだ、こういう御答弁であつた。そういうように私は聞いておりました。それだとすれば非常に疑問がありますので、もし大臣がそういう答弁をしないのだと、こういうことならば、一つあらためてこの点をお伺いしたいと思います。

諸経費を全部加えて販売価格をきめ
ございませんけれども、そうでござ
ませんから、赤字が結果として出で
ることとはやむを得ないのでござい
ます。したがつて、私は制度をこうい
ふうに変えることによつて赤字が減
場合もあるだらうし、ふえる場合もあ
ると思つてます。じゃふえる場
にはどういうことなのか。ふえる場
にはふえていくかもしません。そ
はどういうことかと申しますと、今
まで流れております千石程度のう
のが、今後予想されます点は、生産
価格は、私の見当では、異常な経済
情の変化、物価の異常なる下落の場
以外には、生産者価格が下がるとい
ふことはあり得ません。したがつて、
生産者価格は常に上がって参ります。
ころが消費者価格は、御承知のと
り生活安定を日途といたしておりま
すから、これは上がるということはな
かなか少のうござります。したがつて
生産者価格と消費者価格とは、今のよ
うにだんだん開く場合はあつても、な
まる場合は少ないと思います。ま
のう衆議院ではお小言を受けまし
が、概念的に申しますれば、米価とこ
うのはない、ないと申つたつてある
ですから平均米価が一万一千五十二
円五十銭と普通呼ばれております。
の一万一千五十二円五十銭平均が政府
へ買い上げる価格。政府が払い下げ
する価格との間には、政府は五十円ほ
ど出します。この持ち出し
したこととはなかなかない。したがつて
しなつておりますものは、買い上
る価格が上に上がつて払い下げる価
格はまあ大体据え置き、あまり上げるレ
ベルになつておりますのは、買ひ上

これはもうと逆ざやが幅が広くなりますが、いよいよこれが逆ざやが開けばかりだと私は思います。開いて参れば参るほどたくさん政府は赤字がふえます。ふえますとみならず、もつと極端に考えますと、麦のような結果が出てくる場所も私はあると思います。つまり全部人がそんなにやみ値が高く、つまりみ値は政府の買い上げ価格よりも常に上にある、同等もしくは上にあると先ほどお話をのように、例外のものはあります、例外のもののは放れ価格が非常に高くなりまして、部分は政府の購入価格よりも常に上にある、そこでもう少し想像は正しいと思います。ところが、したがって、やみ米の農家の放れ価格と非常にさやが開いて参りますて、やみ米を買う方がなんだん、だんだん減つて参ります、減つて参りますから、そこで政府が扱う数量があながたが、想像は正しいと思います。ところが、想像は正しいと思います。と、やみ米が、要するに扱いがふえるか減るかの問題であります私は扱い米がふえるようになるほうに可能性が多いと思います。一時は減ります、一時は今ここで自由になつたたまに、いつまで減りますが、だんだん先行きはふえるという見当は私は持つておきます。これによって赤字が少なくなるといふようなことは私は考えておりません。

み即際管そなはると まるりきとりが。みてすんし配手さる大あにやの合まゝの思

やかに実施する。」こうなっているのです。この「食糧管理特別会計の実態にかんがみ」ということですね、これはまさかこれから食管の赤字がふえる、こういうことを考えておられるとは私は知らない、ということは、今年約六百億の食管会計に赤字が出たというので、世論は相当これに対し反発的の世論ができている、おそらくは受け立つた農林省の考え方としては、その赤字を何かこれを解消するというような考え方でないか、こう私は三十一日のときは質問したのです。それに対する答弁が、赤字をなくすするには云々といふ御答弁になつた、きょうの答弁は全く根底が違つてきているのですね。そうしますと、結局、河野構想という今まで参りますと、これは食管自身の、一番先書いた米穀の食管制度について、は、今根幹は動かさないのだと言うけれども、結局は根幹を動かすところへ入るのじやないか、こういう考え方が強く出しているのです。そこでこれを重要視して私はお伺いしているのであります、しかば大臣の言われる「食管会計の実態にかんがみ」ということは、食管会計がだんだんだんだん赤字が増大しても、それに対応する体制をとつていくのだ、こういうことなんですか。そこをはつきりして下さい。

期に見るかによって違うと思います。それは今申し上げた通り、何年間かがかかるが、さしあたり値幅が開いてくると、ようになつたときには、長く見ればなるべくいつの間にか縮まることになると思つます。しかし、さしあたりございません。ならば、なおかつ一千万石前後のやみ米がある、これを今の法制的に取り締まりをするといふようなことをすれば、そこに自由な気持で、ある程度の数字が出てくる、今の現状の数字よりも多少とも違つた数字が出てくる、その違つた数字は、私はそれを主体一割から二割の間に見ております。いふことは、かねて申し上げた通りであります。必要な限度を私は食管とては扱えばよろしいのであって、そろそろでないものまで法律で押えて、そして売つちやいかぬ、買つちやいかぬといつて押えてやっていく必要はない、じゃないか、そういうことにいたしまして、必要な最小限度の政府の取り扱い数量は幾らになるか、さしあたりの現状の情勢で参りますれば、三千五百万石切るだらうといふことは、かねて申し上げている通りなんであります。今の四千万石は、とにかく一割なり二割なりは減るだらうといふことでは、かねて私は申し上げておる、そろそろて農家の方もそれによつて手取りができるじゃないか、合理化してくるのだから、こうしたことなのです。決して私はその場で都合のいいとか、勝手などを申すような気持は毛頭ありません。

○清滝俊英君 時間が逼迫しましたから、まだこの問題であとずいぶんお聞きしたいと思ひますけれども、この問題は、一応これでやめます。

あと一点だけひとつお伺いしたいと思います。最近、成長作物、成長農産物といわれます、まあ畜産、養鶏等のものですね、これらのものに大資本が相当投資しております。前の農林大臣は、そういう投資をやって企業化することはないんじやないか、かえつてそれは農民のためになるのじやないか、こういうような御意見でありました。が、大臣はそれに対してどうお考えになるか。それが一つと、いま一つは、構造改革について一億円かの融資並びに補助をやつて、なお個人には三千万円ぐらゐの融資等も考えて構造改善をやらせる。こういうようなお話を新聞等に見えておりますが、これらは一村一億円ぐらいで大体そういふよろんな構造改善が根本的なものができ得るでしょうか。私はとてもそういうようなことじや問題にならないと思いますが、少なくともこれから大臣が考えておられるよう農業の基本的な改革をするといふならば、農業基盤の整理からかからなければならぬ。たとえばわれわれの地方はこれから輪作をやるんだ、輪作をだんだんやつていくといふようなことを考えてみますならば、今やつております、今まで済ませました土地改良等を、いま一度直さなければならぬ、こういうような場合、私はとうてい一億円ぐらいで臣はどうお考へになつておるか。この二点についてひとつ……。

○國務大臣(河野一郎君) 答弁の準準
をいたしますが……。私の構造改め
は、計画を立てて、将来こういうふ
にやっていくということでひとつ金
入れよう、今の清澤さんのお話、その
は、計画を立てて、将来こういうふ
にやっていくということでひとつ金
入れよう、今の清澤さんのお話、その
ことは、農林省は農林省として、こ
から二千億になるか三千億になるか
りませんが、その既定の経費はずつ
いくわけでござりますから、これを
めちゃつて今の各村にやるそれだけ
もつて農村にいくというわけじゃござ
いませんから、そういうことで必要
関連計画を——やはり関連計画は土建
改良費といらうものは依然として国とし
て全体をながめて進めていくわけでござ
いませんから、そういうものとあわせて
していく、それからまた自己資金、協賛
組合資金といらうもので出せるものには
して、そういうものを総合的に合わせ
た計画を立てていくことといたします
いますから、まあ多いにこしたところ
ございませんけれども、とは申しませ
ても、なかなか農村計画としては五上
年もしくは十カ年に三、四千億の金をも
かけて計画的にやっていくということ
は、相当の仕事だと私は思います。
ろんもつと多ければ多いだけといふこと
はできましようけれども、まあ私はな
ど私の力で最大限度のところを御願
公いたしたい、こう考えておるのでも
ります。もつとえらい人が出てきま
ら、手直しをされて倍にも三倍にも
やるになるだらうと思いますが、け
こうでございますが、まあひとつでき
る程度がまんしていただきて、あと
は地元の方々の努力によって実を結ぶ
ようにしていただきたい、こう思つて
おります。

それから初めの点でござりますが、先日も衆議院で御指摘がございましたが、私はこの点になりますと、今の協同組合の農村金融の点に触れて参ると思うのであります。現にあれらの農村に大資本が出てきた出でてきたたといいますれば、これらの大資本は、やはり中金の金、その他承知の通り農業資金のルートの金を使っております。大資本で、大規模でなければできない仕事はともかくとしまして、そうでなくてできる仕事がたくさんある、まああいうものは当然できる仕事だ。当然もつと農村の共同化、工業化というようなものが徹底いたしまして、そうしてやつていかなければならぬ仕事である。したがつて、まあ奨励の順序といたしましては、農村自身がやるようにな、そういう計畫を奨励していきたい、そこに私は次の農業といふものがあるだらう、こう考えますから、決してあいう人が出てくることは最も好ましいことだということではございません。しかし、とは申しましても、今の現状におきましては、なかなかそぞろいきかねている点がある、そこで、自分がやるなら、あれは将来やるのだからやつてはいかぬと言つて押さえにくわけにも参らないですから、あいう人の来てやりまする仕事を、農村搾取の格好になりませんように、農村も共存共榮の形になるように心がけていかなければならぬと、いうふうに私は考えております。全然悪い、けしからぬ、やらしてはならぬというふうにも考えませんし、それより農村自身でいるべき点を考えて、まずそれを徹底するようにして、そしてあいう人のやることについて十分関心を持つて間

違わぬようにしてもらいたい、こう考

えておられます。

○清澤俊英君 これでやめます。ただ

いま農林大臣は農林省が一つの企画と

いいですか、方針をもってこれを指導

するのだ、こう構造改善でお話しに

なつておりますが、農業基本法を審議

する過程におきましては、そういうこ

とはやらないのだ、農林省がこういう

計画を立ててこうするのじやないの

だ、こういう実態になつてゐるからと

意工夫によって行なうのだ、こういう

説明になつてゐるのです。そして農

業基本法を取り扱う上において二つの

線が出ておりますが、それは大臣の考

えでそういうふうになることを考へら

れます、が、農業基本法といふものは、

農業基本法が始終くらくら動くことに

なります、が、それはどういうふ

うに解釈してよろしいでしようか。前

の周東さんのときは、私は、これは政

府がある程度まで企画を立てて、そし

て指導をするのが正しいのじやない

か、こういう議論をしたことがあります。

ところが、そういうことは統制的

なことはやらないのだ、したがつてこ

ういうふうな実情になつてこういも

のである、こうだといふことを五条

で六条ですが、これで出すか

が、これはどういうことになります

か。

○國務大臣(河野一郎君) 農業基本法

は前大臣の申し上げました通りに私も

思ひます。しかし、これがただ単にこ

うであるから、こういふらであるか

らといつて、言いつばなしで行政はお

くわけに参りません。基本法は実態を

調査して、実態はこうなつております

といふものに対し、そして選択して

拡大の方向にくつように、いろんな施

策の基本をやつておることはこれは間

違ひありません。そうだからといつ

て、それでそれから先に進んではいか

ぬというのではないと思ひます。た

だし、私は今言つております農村の構

造を改善して參りたいと、いふことで、

りなさいと計画して命令しようと考

えておりません。これは中央と地方と一

体になりまして、まだ中央は成案を得

ておりませんけれども、一応の考へ方

としては、農協もしくは農業委員会を

所信表明を伺つたのでありますけれど

も、農業教育問題については、残念な

がらお触れになつていらっしゃらな

い、私は農林省の三十七年度の予算案

を農林部会で検討いたしましたときにも、この問題点、どうも農林省の意欲

が低いのではないかといふ印象を強く

受けたのであります。申し上げるまで

も、この問題点、どうも農林省の意欲

が低いのではないかといふ印象を強く

受けたのであります。申し上げるまで

も、この問題点、どうも農林省の意欲

が低いのではないかといふ印象を強く

受けたのであります。申し上げるまで

も、この問題点、どうも農林省の意欲

に関連いたしまして私は五点ばかりお伺いいたしたいと思います。

一つは農業教育の問題。第二点は国

民保健衛生と農政に関する問題。第三

点は果樹農業振興とその加工品等に関

する問題。第四点は林政。第五点は農

業構造の改善。これだけの問題につい

て簡単にお伺いしたいと思います。

教育問題でありますが、今、大臣の

所信表明を伺つたのでありますけれど

も、農業教育問題については、残念な

がらお觸れになつていらっしゃらな

い、私は農林省の三十七年度の予算案

を農林部会で検討いたしましたときにも、この問題点、どうも農林省の意欲

が低いのではないかといふ印象を強く

受けたのであります。申し上げるまで

も、この問題点、どうも農林省の意欲

が低いのではないかといふ印象を強く

受けたのであります。申し上げるまで

した問題としては、従来ともやつておる農事講習所、農政研修所、女子実務

講習施設、果樹園經營技術研修施設の

設置といういろんな項目で、本年度成

立予算一億三千万円に対して、来年度

では二億二千万程度、そうして別に新

しい教育に関する構想といふものが見

受けられない、他面、文部省計上の農

林関係予算案を見ましても、学校教育

の問題だけであつて、この農業教育を

今後どうしていくかといふ基本法の

精神にのつとった暫期的な教育政策と

いうものは、私うかがえないのであり

ます。また、現在府県等を見ましても、

も、県の教育委員会等の考へ方は、何

かしら農業就業人口が経済成長に伴つて減少していくんだといふこと自体

が、農業教育といふものについても、

精神にのつとった暫期的な教育政策と

いうものは、私うかがえないのであり

ます。また、現在府県等を見ましても、

も、県の教育委員会等の考へ方は、何

かしら農業就業人口が経済成長に伴つて減少していくんだといふこと自体

が、農業教育といふものについても、

精神にのつとった暫期的な教育政策と

いうものは、私うかがえないのであり

ます。また、現在府県等を見ましても、

も、県の教育委員会等の考へ方は、何

かしら農業就業人口が経済成長に伴つて減少していくんだといふこと自体

が、農業教育といふものについても、

精神にのつとった暫期的な教育政策と

いうものは、私うかがえないのであり

ます。また、現在府県等を見ましても、

間の政府の農業教育に対する熱意の現

われである。そういうことが農民の中

に溶け込んで、農業經營の上に現われ

てきておるのでなかろうかといふ

うに考へるのであります。その点に対

して、大臣は今後どういうふうに農業

教育を推進していくうとお考へになつ

ておるのか、まずそれを第一点お伺い

いたします。

○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の

点、非常にごもつともでござります。

農林省としては、農村教育、学校制度

等については文部省の産業教育審議会

で審議をしておりますので、今後の問

題については、この審議会の決定を待つて、どう

うことに政府としては一応なつて

おります。もちろん農林省もそれに参

加してやつておるのでござります。

が、しかし、私は、それはまあそれと

いたしまして、現在の段階においてど

うだらうかといふふうに考へますと、

まず農業所得がこれで一体いいのか、

やつぱり青年にいたしましても夢がな

ければ私はついて來ぬと思うのです。

教育の制度とか機関、設備をどういた

ましても、何かそこに夢がなければ

ついて来ぬ。それには、現在の日本農

業といふものははどういうものだといふ

ことが第一に先決要項じゃないか。第

二には、私はこれは東畑さんにもよ

くお話しておるのをございます、

がまず第一にあることが必要じゃないかということをよく申し上げておるのでござりますが、いかんせん、戦争の結果、他産業には飛躍的な産業内部の構造改革といいますか、産業革命的なものがいろいろ生まれておりますけれども、残念ながら我が國農業には、外國にもあまりありませんが、わが國農業にはあまりそういうものがない、これは、いずれも戦争以来十数年間アメリカ式な研究所の組織とか試験場の制度とかということに、あつちに変えたりこつちに変えたり、まごまごして今日にきたためじやないか、これは言葉が過ぎてしかられるかもしませんが、そういう気持が私はいたします。そこで、明年度の予算の上におきましても、実は私は前回農林大臣いたしましたときに、農林省の技術陣を総動員いたしまして技術会議を作つて、そしで農業技術をひとつ思い切つて振興してみたらどうかということで、今後五年間たつてまた農林省に戻つてきましたと、見るべきものがあまりないようないがいたします。しかも東畑先生のお話によれば、君の意見だったけれども残念ながら君の指導するような方向にはいきかねるようないろんな問題が起つてきておるというようなことで、これは一々申し上げませんが、実は所期の点に至つておりません。そこで明年度予算には、私は金はもう幾らでも大蔵省の方から要求して取る、思いつつ研究所、試験場の設備の拡充、もしくは所要経費の充実をするようにしてもらいたいといふことを、私どもから実は申し上げて、そして案を出してもらつようになつたして

おるようなわけでございます。ところが、あまり私とすればこれならばといつて勇気を出して実現しようと思ふのですが、あまり私とすればこれならばとはいかないかと思つております。大臣のようものはまだなかなか見当たらぬものであります。私は、そういうまでも、相当の経費の増大をはかつて、そうして研究所、試験場の内容の充実はいたしたい、そういうところにます日本農業教育といふものが、青年の夢が一体どういう方向に向かつてゐるか、まず所得の点においてどうだ、学生の上の上においてどうだといふのがなにに、たゞばく然と言つてみても、現に御承知のとおり中学でも高等学校でも、今の青年の優秀な者は農村を離れていくといふような最近の傾向等は寒心にたえないものがありますが、これらはいずれもそいつたような結果じゃないかと私は思つておるのでございますが、今後十分そういう点に注意をしつつ、やはり基礎になるものは優秀な人でございますから、人材を得る点には十分注意をして参らなければならぬ、こう考えております。

○櫻井志郎君 まあ夢を守えることが先だといふような大臣のお気持もあるようですが、私は現実にはすでに夢はいろんな、たとえば特に畜産でありますと、見ゆるべきものがあまりないような気がいたします。しかも東畑先生のお話によれば、君の意見だったけれども、残念ながら君の指導するような方向にはいきかねるような問題が起つてきておるといふようなことで、これは一々申し上げませんが、実は所期の点に至つておりません。そこで明年度予算には、私は金はもう幾らでも大蔵省の方から要求して取る、思いつつ研究所、試験場の設備が上がるという現実の姿から夢は生まれてくる、農業所得を上げるという現実の姿といふものは、やはり教育だ、もちろん教育だけではございませんけ

れども、教育だ、夢と教育といふものでは相ともに進まなければいけないものではないかと思つております。大臣のようものは継り返しませんが、また機会がありましたら詳しくお伺いいたしたいとおもいます。私が、そういうまでも、相当の経費の増大をはかつて、そうして研究所、試験場の内容の充実はいたしたい、そういうところにます日本農業教育といふものが、青年の夢が一体どういう方向に向かつてゐるか、まず所得の点においてどうだ、学生の上の上においてどうだといふのがなにに、たゞばく然と言つてみても、現に御承知のとおり中学でも高等学校でも、今の青年の優秀な者は農村を離れていくといふような最近の傾向等は寒心にたえないものがありますが、これらはいずれもそいつたような結果じゃないかと私は思つておるのでございますが、今後十分そういう点に注意をしつつ、やはり基礎になるものは優秀な人でございますから、人材を得る点には十分注意をして参らなければならぬ、こう考えております。

○櫻井志郎君 まあ夢を守えることが先だといふような大臣のお気持もあるようですが、私は現実にはすでに夢はいろんな、たとえば特に畜産でありますと、見ゆるべきものがあまりないような気がいたします。しかも東畑先生のお話によれば、君の意見だったけれども、残念ながら君の指導するような方向にはいきかねるような問題が起つてきておるといふようなことで、これは一々申し上げませんが、実は所期の点に至つておりません。そこで明年度予算には、私は金はもう幾らでも大蔵省の方から要求して取る、思いつつ研究所、試験場の設備が上がるという現実の姿から夢は生まれてくる、農業所得を上げるという現実の姿といふものは、やはり教育だ、もちろん教育だけではございませんけれども、それらを集めて座談会をやつております。非常に雄大な夢を学生諸君が語つておる、夢はやはり農業所得を中心として現在すでに農村にまで野菜のなま食といふものが非常な勢いで伸びておる。そういう現実の姿からして、今使われておる農業の中にも、もちろん洗えば取れるとはいいますが、なかなか化学実験のような洗い方をするわけにもいきませんので、肥料を使っておるという国が一体あるのだろうか。これも国民全体の保健衛生の立場からしても、精神上の問題かんけれども、近代国家でそういう人養育の立場からしても、精神上の問題か

ていつでもらう考え方があるから、かどらか。

じゃないかという点を私痛感するのであります。大臣の実力でひとつせひこういう問題は早急に実行していただくことを希望いたしておきます。

それからもう一つ、人糞肥料の禁止の問題では、現在の農村、特に農業所得等の立場からして、それは反対もございましょう、ございましょうけれども、野菜等について特に生産者価格と消費者価格のこの流通過程におけるめちゃくちゃな開きといふものを考えただけでも、若干化肥肥料を使って、生産費が上がるかもしれないくらいなことは、その産物が衛生上また精神的にいっても安心して食べれるんだといふことと、流通過程における改善で十分そうした問題は吸収できる、私は確信をいたしております。ぜひ考えていただきたい。

第三点の問題でありますと、これは前に果樹振興特別措置法案を審議したことございますが、日本の現在のジユースといふものは、まことに多種多様で、本来のジユースであるものから、ただ甘味をつけた、砂糖水に色をつけて若干のいろいろのくだもののフレーバーをつけておる程度のごまかしのものが、全くいわばビンからキリまで出て、ほとんど規格といふものがない状態で市場に出でております。諸外国を見てもジユースといふ名におけるこういうでたらめな飲料をやみておる国といふのは、少なくとも近代国家にはどこにもない、日本だけが全くでたらめだといふうに私は承知をいたしておるのであります。これも同じく国民保健、衛生の立場から見ても、いま一つは成長産業であるべき果樹農業

振興の立場から見ても、どつちから
いつてもジュースについては早急に規
格を設けて、たとえば六〇%とかある
いは八〇%あるいは九〇%、パーセン
テージはそれは政府でおきめになること
として、規格を設けて、ある程度以
上の天然の果汁を含有しておるもので
なければジュースといふ名を呼称でき
ないというくらいのことは、当然やつ
てもらわなければならないしすること
ではなかろうかというふうに考えます。
両面からいってもそういうことが
言えるのではなかろうか。もう一つ
は、日本のジュースといふものはほと
んどびん詰でやられておりますが、私
はよく知りませんけれども、ほんと
うのジュース、いわゆる八〇%とか
九〇%が天然果汁であるものは、何か
薬品等の添加物を使えないと沈殿が見えて
できるのだそうです。ところが、日
本ではほとんどびん詰を使っておりま
す。天然ジュースを使うと沈殿が見え
る。そういう点からいっても、いわゆ
る見た目からの商品価値をからいって
も、天然ジュースを多分に入れないよ
うな傾向もあるのだといふことを、私
ある製造業者からも聞いたことがござ
います。外国のように、主としてカン
詰でやつしていくといふことが、一つに
は天然ジュースを使うこととの促
進にもなるのではないかと思ひます。
このジュースの問題について、大臣は
どういうふうにお考えになりますか。
○國務大臣(河野一郎君) 果汁につき
ましては、たゞいま御指摘のとおりで
ございます。はなはだ私も遺憾に考
えまして、一步前進して、現在の規
格——規格はきめてあります、ただ、
その表示がない。ただ、一般的の国民

が知らずに、今御指摘のようなふうにしておられます。確かに、くだもの類をもう少し盛んに、どんどんしていくと、当然これはカン詰方面に変わつていく。果汁自身ひん詰が変わっていくと、いろいろものでござりますから、その内容を明確に、規格を明瞭にし、それを表示せしめて、そして取り締まりを励行していくということに踏み切る必要があるだろうということと、検討いたしておりますところまでやつておるわけでござります。なるべく早くいたします。

○櫻井志郎君 この前お尋ねいたしましたに、たとえば外国からのジュースといふものの輸入は、外人等が泊まる特定のホテル用という程度にしか輸入は許可されていないはずだという答弁が政府側からあつたのですが、事実はそちらではございません。それから他面、私はよく知りませんが、何か最近イタリーフェスティバルから天然ジュースの濃厚ジュースがカン詰で、ドラムカン入りか何かで輸入されてきた。それがキロ当たり四百円ぐらいですかで輸入されるそうであります。国内産のものは、これに品質的に該当するものは、少なくともキロ当たり五百円か五百五十円だそうです。第一番には、さきに申し上げた規格を厳重に守らせる、そしてもっと品質のいい、国際的な品質まで上げたものでなければ果汁といえないといふところまで開発するということが先行されねばならないと思いますし、その次に

は、国際競争力ができないけれども、年は九月末日までに貿易の自由化は九〇%達成するのだといふ。そこで、その方針としてございますが、国内のジユース工業といふものが本格的に開発を見るまで、こうした問題について、自由化問題が取り上げられねばならないかどうか、その点について大臣の御見解を伺いたい。

○國務大臣(河野一郎君) ただいまお話をのイタリーから果汁が入っている、これは植垣さんいらっしゃいますから、専門家の前で申し上げては……。私もよく存じません、よくは存じませんが、私の知つておりますのは、サクランボが大きなカンで入ってくる。今お菓子や何かに乗つかっているまゝなサクランボは、大体イタリーのサクランボを日本に持ってきて、それを封めかえをやつているということは聞込んでおります。そのほかのくだもの類については、あまり聞いておりませんけれども、いずれにしましても、果汁の点でさることながら、貿易の自由化について細心の注意を払わなければならぬことはもちろんござりますけれども、私は、くだものに対する国民の需要と申しますか、嗜好と申しますか、あまりに値段が高過ぎる、消費が少なくて、消費者の値が開き過ぎて、今まで、今のように櫻井さん御指摘のとおり、中間の諸経費、諸雑費がかかり過ぎて、その第一は、生産者の手取りよりは、生産者自身も生産に手数をかけ過ぎる。もつと、今は良質なものでござる。

くとも今の倍から三倍ぐらい消費があるべきはすだ、各國の例に見てもそなへなければならぬはすでござりますから、そいたしますと、私は、思い切つて値が下がつてくる、また、下がつて農村が引き合ひようになるべきものだ、こう思うのです。これは先ほどもお触れになりましたが、生産者と消費者の間の値があまり開き過ぎるもののが、だんだん、ことに最近サービス料が高くなりました關係か、当然のごとくに生産者の手取りと消費者の入手の間に開きが多くなつております。これについては、よほど研究を加え、合理化するように指導して参らなければならぬと思っております。

それから今の果汁の点の自由化ですが、これはむしろ私は自由化をすることが目的ではない。ただし、現状のよな状態で、そうしてなおかつ自由にしていけないというような考え方方は間違つているのじやないか、なすべき手をなし、そうしてりっぱなものを作るようにして、そうしてそれを圧迫されるから自由化しちゃいかぬということならわかりますけれども、今のようになだ、一方において果汁々々といいますけれども、その果汁と競争している各地にあります飲料水はどういうものだといふと、非常に多種多様にあるといふときに、ただ、外国からの入つてくるものに競争上耐えぬといふようなことでなしに、海外から来るものに対しても、もう少し上位のものと当然競争して勝てるような段階まで検

討されて、そうしてなおかつ困難であれば、それは関税なりの面はいたすべきものだという考え方であります。

○櫻井志郎君 次は林政の問題であります。ですが、昨年から木材価格が騰貴に騰貴を重ねてきました。基準年次に対する卸売物価の値上がりといふものの過半は材供給力の増大について二ヵ年間の緊急対策を検討されております。現在すでに木材騰貴がある程度スロー・ダウントしてきた、騰貴率が、すでに実効を見つつあるということについては、これは率直に敬意を表します。と同時に、今後の増伐に対する、先ほどお話をございましたから私は安心したのであります。が、治山治水事業といふものが、この増伐に対処してそれを十分カバーして行なわなければならぬ。大臣もその点については十分間違いないやつてきたというお話をいたしましたので、これについては重ねて質問はいたしませんが、この緊急対策とは別の問題として、大臣のさつきの所信表明にもうたわれておるのであります。が、恒久的には木材の生産力を増大する、そういう施策をとる、こうおっしゃつておられます。それはまあ当然のことだと思いますが、そこで現在のあるいは植林あるいはその後の育成期間中のあるいは金融——いろいろ政府は財政上、金融上、法制上いろいろ援助の手を伸べておられます。がしかし、ここで一つ考えなければならないことは、私はこの前も林野庁長官に質問したのですが、ほとんど回答を得られなかつた。大臣にお尋ねするわけでありますけれども、言うまでもなく農地にし

る、山林にしろ、現在自由主義国家の日本では私有は認められておる。当然であります。がしかし、國家といふものは國土と國民から成り立つておるところ、農地にしろ、あるいは山林行政にしろ、いろいろ法制上、予算上援助の手を伸べておるということは、第一次産業だからこうするんだということが何か、もしくは國土といふものはある意味では個人の利益のためにもちろん、活用もするけれども、同時に、その公共性といふものが一方裏にあるんだという考え方がある。私は何よりもちろん、ないかと、自分はそう思つておる。アメリカあたりの國土保全等もそういう考え方でやつております。そこで森林の育成という段階ではこれは極力、長期投資でありますから國がいろいろの方法で援助の手をもつと拡大していくともらわなければいかぬと思ひます。が、と同時に、林木がどんどん成長して、伐採適期に到達した、もちろんそれは用途によつて柱材にするものもあるれば、板材にするものもある、いろいろありますから一がいにきめつける適期といふものはないかと思ひますけれども、一応とにかく適期といふものは、これは林野の方でも考えておられる。適期に到達した後若干の、たとえば五年とか十年とか十五年とか、私はじませんが、一定の期間を経過した後方といふものをを考える必要がないだらうはそれを個人の意図だけで保有しておるということを、つまり、保有しておることがむしろ損だという政治のあり方といふものを考へるといふことを、つまり、保有しておるといふことを、つまり、保有しておることは技術上の問題としてここでは論

うか。林野の生産力といふものを早く多くする、多くするためには、言うまでもなく精英樹の植林もありましょう。新しくは林野の肥培管理という問題もありましょが、同時に山の回転率を早くするということからして、林野の生産力を増大する、そういう考え方方が成り立たないものか。現在問題に党でも検討いたしておりますが、一定の年限を経過した以後は、固定資産を見て、ある程度の固定資産税をかけるべきだと思いまし、農林省でもこの存廃問題について検討はされておられます。なつておる木太税、これは一種の悪税だと思いまし、農林省でもこの存廃問題について検討はされておられます。考え方方がどうられないか。税の目的からいつらいろいろ議論はあります。けれども、一つは山の回転率を早くするといふ考え方、いま一つは、国土といふものはやはりある程度の公共性を持つておる。こういう点からしてもそういう考え方を私はとった方がいいんじゃないかと思ひますが、大臣の木材増産の恒久対策に関連しまして、大臣のお考へを伺いたいと思います。

いろいろなことを実は考へておるわけではござります。また、適期伐採といふ点についても、今御指摘のように税制等において考へることは一体どうだらうか考へておるわけではござります。私は妥当なことだらうと思ひます。ただこれに関連して、林道の処置をどうするか。山の利用はどこまでも林道を入れるということは一番必要でござります。その点も大幅に考へながらやでござります。少のうござりますから、もう少し山の利用度を高めるという点について、積極的に林政を向上するよう申し述べます。大体今、櫻井さんのお話の通りだと考へております。

はその概念として、方針としては全く同感で、非常にいい計画を立てていただいて感謝しておるものでありますけれども、そのうち三千二百カ町村、一カ町村平均一億二千万円の事業費、一億円は補助対象事業、二千万円は非補助融資事業といいうような試案を今御検討になつておるようでありますけれども、この中で一体新しい農業構造改善をやっていく、むしろ構造改善の前であるべき農地の基盤整備という問題をこの中に含むんだといふふうに考えていくと、数字的に全くじつまが合わない。しかし、大臣のさつきのお話では、それは別途に考えるのだ、こういうことでありましたので、私の質問は、この点に関する限り取りやめます。今後の農林省の中身をまたよく検討いたしまして、機会があれば御質問いたしたいと思います。以上。

Digitized by srujanika@gmail.com

午前に引き続き、河野農林大臣に対する質疑を行ないます。

○棚橋小虎君 先ほど大臣の所信表明を承りましたが、一般的な問題はやめまして、すぐ個々の問題について二、

三お尋ねしたいと思います。午前中ちよつと中座いたしましたので、清澤委員や櫻井委員の御質問とダブルでなことがあるかもしれませんけれども、その点はお許しを願います。

最近の国際収支の悪化であります。これが農村にどのような影響を与えているか、すでに部分的ではあります、臨時工などの農村への還流、それから農機具などの割賦取扱条件が悪くなっている。それから農業生産物の値下りなど、そういう点で景気の影響が次第に農村に現われ始めておるのあります。そこで、所得を確保して農業近代化を進めるには、この際、相当高度の農業保護政策が必要であると思いませんが、この点いかがであります。農基法成立一年度の実績がよいか悪いかということは、今後農民の政府の施策に対する信頼度を高めもあるし、また低めもあることになる大切な場合であると思うのであります。その点に対するお考えを承りたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 農基法が実施されましてから、御承知のとおり準備の段階でございます。基本となるべき委員会も先日第一回を開きました。実質上の審議に入らうという程度でございます。その他の点にしましても、関係法案の一部も前回の国会の事情から立いたしておらないものでござります。したがって私いたしましては、この臨時国会に前回不成立であり

ました法案を極力御審議をいただいて成り立を期すとともに、実質的には次

の通常国会で必要な予算をある程度御審議をいただきまして、農村に対して農基法の行き方について基本的なものを順次実現して参りたいと、こう考へておるわけであります。その点は農民、諸君にも御理解願いたいと思います。

○棚橋小虎君 この政府の経済成長政策、その成長率が9%強ということになつておりますが、企画庁あたりではそれを六%程度に引き下げなければ、来秋ごろまでに国際収支を好転させることは困難であるというふうに言つては、あるいは言い過ぎであるかもしませんが、手直しと言つてもよろしいと思います。そなれば、当然農業部門の成長率といつものも、それに伴つて変更されるのだと思います。もともと農業部門の成長率といつもの成長率といつものも、それが手直しが行なわれるということになれば、農業成長率の変更といつることも避けられないと考えるのですが、それが、その点に対するお考えを承ります。

○國務大臣(河野一郎君) 農基法が実施されましてから、御承知のとおり準備の段階でござります。基本となるべき委員会も先日第一回を開きました。実質上の審議に入らうという程度でございます。その他の点にしましても、関係法案の一部も前回の国会の事情から立いたしておらないものでござります。したがって私いたしましては、この臨時国会に前回不成立であり

り、農業基本法に基づく設備にいたしましても、施設にいたしましても、まだ着手の段階に至つておません。現

に農業所得にいたしましても、昨年度は非常な米の増産がありましたので、

三%幾らの成長率であり、おそらく去年がしいて申せば、少し過去と比べて伸びているというようなことでございまして、一般産業の成長率行き過ぎというようなものとは、全然関係いたしております。これは国の経済政策の変更と言つては、あるいは言い過ぎであるかもしませんが、手直しと言つてもよろしく思います。そなれば、当然農業

部門の成長率といつものも、それに伴つて変更されるのだと思います。もともと農業部門の成長率といつもの成長率といつもの成長率といつものも、それが手直しが行なわれるということになれば、農業成長率の変更といつることも避けられないと考えるのですが、それが、その点に対するお考えを承ります。

○國務大臣(河野一郎君) 最近の経済の現状にかんがみて、政府が一般産業について緊急処置をとりましたことに

ついて、これと関連して農業について

は、ほかの産業との関連において決定

されたものであつて、この際、全体の手直しが行なわれるということになれば、農業成長率の変更といつることも避

けられないと考えるのですが、これが、その点に対するお考えを承ります。

○國務大臣(河野一郎君) 金融対策についてお伺

いしますが、これについてひとつ政府のお考えを教

字をもつて御説明願いたいと思います。

○棚橋小虎君 金融対策についてお伺いしますが、この近代化資金といつもの

は、農協の系統資金の政策的利用として期待されておるのでありますけれども

も、一体、この農業近代化などについ

ます、この近代化資金といつもの

は、本来政府の財政資金をもとにし

て、そなして農協の系統資金といつもの

は、あくまで補助的といいます

が、補完的の役割を持つものでなけれ

ばならぬと思うのであります。ところ

が、今度のいろいろ農業近代化資金の近代化を進めるにあたつて、近代化資

本法などを見ますといふと、その農業

近代化を進めるにあたつて、近代化資

本法などを見ますといふと、その農業

近代化を進めるにあたつて、近代化資

本法などを見ますといふと、その農業

が、

が、

が、

構造改善——近代化して参るという際には、では、わが国の農地に関する考え方、土地に関する考え方といふようなものは、今までのよくな米麦中心で土地改良をする場合にいたしますし、またそういう方向を中心にして取り立てて考えておる今の考え方を、そのままにしていくことが一体いいか悪いか。たとえば子爵地改良の場合にも、水田を主体とした土地改良のあり方を広げて少し牧畜——牧野といふような面、畑の面に強く土地改良のあり方を広げていく必要があるのではないか。と同時に、また土地の所有権にいたしましても、無制限にまた、地主といふような制度ができるとは好ましくありませんけれども、今の自作農割譲当時の窮屈な考え方を、これを変えていかないかといふような点等が、いずれも新しい時代に入つて参りまして、新しく検討をされる時代に入つておるのではないか。非常に問題が複雑で広範で、しかも注意しなければならぬ問題でござりますから、輕々に結論づけるわけには參りませんけれども、少なくとも現状をこのまま続ける——この觀念を続けていくといふことがいいか悪いかということは、検討はしなければならぬ段階に来ておると思います。それらをひきくるめて、土地の、今お話しの金融化、土地金利、農地金利といふようなもの等もあわせて考える必要があると私は考えまして、実はこれはまだ新聞等にも出ておりませんし、外郎には問題が重要でございまするから、極秘で実は今までで私は農地局を通じて資料を集め、十分慎重に研究されるようないう指示は、いたしてるのであります。が、しかし、結

論を急ぐ気持もございませんし、また軽々に方向をきめるというようなことは嚴に慎まなければならぬことがありますので、せつかく今それぞれの専門家の間で御検討願わなければならぬじやなかろいかといふうに思つておるわけであります。

いうことが必要でありますから、そう
急に多く増しても使えるものじゃない
と思うのでございまして、できるだけ
御期待に沿うように努力はいたします
が、そういう点を御了承願います。

ますが、しかし最初に申しましたとおりに、販売の面において、原材料購買の面において、その他なるべく共同の精神を強化して参るということが必要であるといふ点については、私は強く認識いたします。しかし、何分現在のわが国の農村の実情は、この農村の共同の精神において私は遺憾な点が非常に多いといふ氣持がいたします。これは気持だけではなく現実に申しますれば、北海道の農協は全国にも珍しいほどよく行き届いているといふうに考えます。考えられるその北海道の農村の実態を見ますれば、御承知のとおり米については管理の裏づけで現状どおりに行っておりますけれども、一たびこれが他の農作物、豆類等雑穀になりますと、ほとんど実績が上がらない。そのため商人系統が相当に根強く活動しておりますために、価額政策等も政府としては非常に不利益であり困難を加えているといふ現状は御承知のとおりであります。したがつて、今後の農村の構造について考えます際に、もつともっと単協の限界において私は組合員諸君の共同精神を涵養して参る必要がある。こういふことを言つたらばおしかりを受けるかもしれませんのが、今の食管法のよう、法律の裏づけのもとに、規制のもとに協同組合が動いているといふ辯は、あまりいい辯じやない。もう少し自主的に共同して作業をし、共同して販売することがいかに有利であるかといふことを勉強していただきなければならぬ、こう思うのでござります。ところが遺憾ながら現状を非常に強く固執せられます点が、私は、どうも実は露骨に申しますと、はなはだ遺憾で、ふに落ちないのでござります。

であります。そこには私も多少意地張つてこだわるようにならんいただいている向きもあるかもしませんが、実は、私はその点は今後の農村のあり方について共同精神をもつと涵養して、そうしてしつかりしてもらわなければいかぬ、法律の裏づけに依存するといふような現在のあり方を一へん変えてもらわなければいかぬというような気持ちが非常に強くあるものでございますから、そこで、今の食管法にありますところの、売らなければならぬといふこの字は、非常に私は遺憾に思つてゐるのでござります。そこで、次の農村の青年諸君の強力な労力が都市に向いて、そして農村の現状がだんだん老齢化していくじゃないか。もしもうなら家ぐるみ都市に変わるといふようなことはどうだといふようなお話をござりますけれども、これはひとり日本だけのことではないのでござります。

ふうに考えていくかということは、な
およく研究をする必要があるだろう。
兼業農家を合わせて農村の形成をして
いくが、それとも專業農家に主体を置
いて、これを対象にして考えていくか
ということについて、なおよく検討の
必要があるのじやないか。こう私は考

○棚橋小虎君　この農業経営の集団化
　　えであります
　　ということは、これは近代化的条件として一番重要なものには違いないが、しかし、まあ農村の古い伝統、因習といふようなものからいって、農地の集団化は、急速には実現はなかなかむずかしい。その意味で、手つとり早く、できるところからやっていくというこそこなれば、より利用権の准持と、

うことが可能であると思われるのあります。が、金融政策などでは、この共同施設などの共同事業に対する対策といふものは、打ち出されておるのでありますけれども、この利用共同を推進するため、これを助成する何か法案をいうようなものの用意は考えておらないかどうか。お尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 施設を共同

のによって今申し上げるようにならうに違うの
でございますが、共同施設については
補助率を相当高くして施設していくことを
いうふうに考えておりますけれども、
も、その法案については、今考えてお
りません。

○棚橋小虎君 農林大臣は、最近、一
億二千万円モデル町村の育成といふよ
うなことを発表しておられますし、そ
れから農事組合といふような考え方方
打ち出しておられますが、その具体的
内容については、よくわれわれはつき
り承っておらぬのであります。農協法
改正によつて生産農協といふのを作
るというよくなことに話がなつておつ
たのに、それを農事組合に振りかえら
れた。どういう理由でそういうふうに
されたのか。それから農事組合といふ
ものは、そなつていくと、農協とど
ういう関係にあるのか。競合するよ
うな不都合は出てきはしないか。一億二
千万円モデル町村といふの構想も、
一億二千万円という額はどういうこと
から出てきているのかという点につ
いて御説明願いたいと思います。

らどうだということで、多數の人の意見をいれて直すことを今検討いたしておるということをございます。いずれにつきましては、成案の上、今国会に提案するつもりでござりますから、その際に詳しく御説明申し上げなさいと思います。事情は、今申し上げますように、そういう御要望の方が全国的に多い。実際はそのほうがよくいくから、そう直したほうがよからうという意見が有力でございましたので、農村の事情、全国的な各地の要望にこなえて直す、こういうことでございまして、これが実は明年度予算には要求書を出します。したがつて、今農協との関係はどうだといふよくなことについて、その際に御説明することをお願いいたしたいと思います。

それから、一カ村一億二千万円の農村計画、構造改善の計画は、内容はどうだ、こういふことでございますが、これも実は明年度予算には要求書を出しておりますわけであります。出しておりますが、これは内容的に細部にわたつては農政審議会等と御相談申し上げをして、実行、実施方法はきめて参りたいがい、こう考へて、九日の日に農政審議会のお集まりを願つて、そこでよくく政府の考へを申し上げて、よくひとつ専門委員会等において案を練つていただきと、いろいろもりでありますから、詳しい具体的な内容はまだ固まつておりますが、予算処置としては、今申しつけるように、おおむね一村当たり一億といふ事業を見当をつけたわけでもあります。そこで、もちろん村の大小とか、戸数の多い少ない等によって違います。平均して、予算は一村当たり一億、融資分二千万円ということがあります。そこで、見当をつけたおりますが、大きづば

に申しますと、先ほど御説明いたしました
したように、個人の施設についてい
た個人々々が施設をするものについては
そのうちの三分の一を融資の格好で
していきたい。この分については、先
ほど申し上げたように、五分程度のへ
にいたしたい。それから次の三分の
は、これも先ほど御説明いたしまし
ように、共同施設についての補助金と
して出した。それから残りの三分の
一は、現に農林省予算の中にあります
各種の補助事業、これらをその計画す
る村にまとめて出していきたい。利用
できる資金について、現に農林省が
持つております補助事業の予算を、
それぞれの村に出していくといふこと
ことを目途として、具体案を村ごとに
作っていくということに……。(しゃべ
がって平均して一億二千万という数字
を持っておりますけれども、村の大きさ
、事業の性質等によって多少の増減す
が出てくるということをございます。
これを、全国をおおむね三千くらい
の、数ははつきりいたしません。村の
数ははつきりしておりますけれども、
これを実施する村は、都市の周辺でや
りますとか、適当でないとかいろいろ
な村もございますから、最終的には、
それは三千何百になるか、数字は明確
でございません。三千四百カ町村のくら
いに、これに適した村は三千二、三百
カ町村はやりたい、こういうことでござ
ります。ただし、まあ私は十年間でや
う案を持っておりますが、自民党の方
ほうから、十年は長いから五年でや
う案を提出するつもりであります。
後大蔵省の財源等とにらみ合わせま
して、なるべく短期間のうちに全国の農

○棚橋小虎君 時間がないようではありますから端折りますが、食管制度の問題について、まあこの問題については臣は非常に熱心にやつておられます。臣は非常な勇気を持ってこの大きな政治問題に取り組もうとしておられるという態度につきましては、私ども大いに感を持つわけであります。個人としてはやつてみてもいいといふより、感じも持つておるわけであります。しかし、いわゆる河野構想といふものについては、一面またあぶつかしい、いう面もないことはないといふより、われわれども感じるので、その点について一つ二つお尋ねしてみたいのですが、大臣は食管制度の根幹は変えない。食管の根幹といふのは再び産の価格保障とそれから無制限の貿易であるというような説明をどこかでされておられたように思うのであります。ですが、政府の管理と自由販売の二つ、建流通でも、それはその意味では根柢にはなるであります。しかし、米流通の一本の足が、營利を目的とする米穀商に握られるといふ以上は、公正な分配を目的とする現行法の根柢といふものが守られているといふふうには理解できないのであります。この点いかがですか。

しも私は違わぬのじやなからうかと困る。表に出た米屋さん、やみによる米屋さんといふうにして、米屋さんの上にやみの字がつくつかないかで、あって、米を扱つておる点については変わりはない。扱う数字についても多少の変化はあるけれども、変わりはなし。

○棚橋小虎君 いろいろ説明されておるようになりますが、相当数量の米が自由米に流れておる、その結果としては価格の点、またいろいろ配給の点などについては、やはり管理制度といふものは弱体化されていくおそれがある。まあ大臣は政府米によつて自由米の調整または価格の操作などが十分にできるんだというふうに説明されてしまう間に聞くのであります。そななれど、勢いその生産者価格も自由米操作を目的とする市場の安定価格といふものによってきまるというよくなふうに性格が変わつてくるよなおそれはないのですか。

○國務大臣(河野一郎君) ちょっと棚橋さん、自由米の価格、つまりやみの値段、その数量といふものは、全部国民の意思によつて変わる。たとえば生産者は政府の指定した値段、この値段以下ならば、私は米屋に売らないだらうと思う。したがつて、その値段であれば政府は無制限に買いますと申し上げるのでござりますから、その生産者価格といふものは絶対維持されると、こう思います。ただし、それより高く買ひ手がどんどんあれば、そつちへどんどん売るでしよう。しかし、おのずからやみ時代といえども、あれだけ食糧の足らなかつた時代といえども、一般

の諸君はあまり高ければやはり無理されてでも買われなかつた。したがって、やみ値にもおのずから限界がある。非常に高い値段で動く米の数量はどうむずかなものであるといふことは、過去の事実が明瞭に物語つておると私は思うのでござります。でござりますから、決してわれわれが生産者価格、消費者価格をきめるときに、數量がどうであるから、確保する必要があるから値段をどうきめるとか、どつたへどういつてしまふからどうきめるのがいふことは、する必要はない。われわれはあくまで食管法の示すところの生産者価格、消費者価格というものを国を民諸君に政府はお約束をする、いつどもこの値ならばいつでも政府は買いますと、いふことをきわつときめておるのでござりますから、農民の大多数の諸君はその値で政府にどんどん売つて、だく、現に充つていただいてる教習はいつも売つていただいております。それから配給物もそれだけのものを配給いたす、消費者の諸君は、現に政府から配給を受けていらつしやる消費者の諸君は、これは引き続き配給を受けられるものと私は想像いたします。そこに何らの変化も起こつてこないだろうと思ひます。

すれば、私は出席して四角ぱつてやる。それに、お話を申し上げ、御意見を承ります。機会をお作りいたいたいへけつこうじやないか、この席での質応答はいつでも不十分で、何かおもしろくないというような顔でお別れれることは、はなはだ遺憾でござりますら、その機会を作つていただければ席いたしますから……。(棚橋さん民社ですよ。)と呼ぶ者あり) 民社も会党も両方一緒に……。

○清澤俊英君 懇談会といふことはいのですけれども、やはりこの席で日なり二日、河野構想を中心にしてまだたくさんあるのです、お伺いしいことは、われわれとしても河野構を十分にまだ碎いておりませんからいろいろ聞かなければならぬことがありますから、そういう機会委員長が作つてくれれば……。

○国務大臣(河野一郎君) それはけこうでございますが、速記を取つて、かしこまつてやると、つい話が長くなりますが、さくばらんに、簡単有効に時間を費すということで願え抜けつことだと思ひます。

○委員長(仲原喜一君) ただいま清澤委員からの御発言は、いずれまた理事会でよく検討の上で決定いたたいと思います。

○千田正君 午前中からいろいろ同僚農業基本法を実施するにあたりまして、土地の問題ですね、土地をある程度農民に持たせなければいけないと、この土地の問題についてちよつとお伺いしたいのですが、それと、だんだん離農者がふえてくる、農林省当局の考え方から申しますといふと、自然的

らに離農をしていく人たち、早い話が間違ふるまでお話をありましたように若い者どんどん都会に出ていく、そういうふうに然に都会に出ていく者と、それからもうしても基本法に基づいて相当の丘を持たせなければいけないという考え方で、今後実行しようとすると農業基本法くらいに考えておられるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) 離農させよ
ういう考え方はありません。
○千田正君 離農させようと
がなければ、おそらく私は六百万の家を二百万にするという池田さんの考え方は、今の農業の実態には合わない。なんじやないか、こう思うのですね。わゆる農家人口が減るということはり得ましても、六百万から二百万になると、十年たつたらするといふふうなると、ある程度それに対応する政としての何事かはつきりしなくちゃならない。だんだん今お話を承つておとうと、いわゆる共同化の面として農業実行組合のよくなきものを育成していくと、これはけつこうなことであましょう。それと同時に、また生産農が一緒になつて農業法人といふようものが昨年あたりから出でておりますましょう。それと同時に、また生産農が一緒になつて農業法人といふよう実行組合のよくなきものと、それから業法人といふよくなきもの、やや似たうなものでありますするが、おのずか法的には違つてくると思ひますが、いうものに對してはどういうお考を持つておられますか。こういう点十年たつて六百万の農家人口が二百

になるということは、どうしても程度の相当の政策を考えなかつたば、そういうことにならないんじいか。それで、今自然に減少する大体どれくらいに見ておるか、ことう点についてお伺いしたいと思うのです。

○國務大臣(河野一郎君) 六百万万にしますという考え方の方は私のほうでございません。そういうことを考えておりません。農業基本法にも規定をしておりますように、選択してしい農業に回るといふようなことはいにやつていただきたい。それがさらにお進いたしまして、農村の工業化、農物のさらに加工部面において生産能率を高め、利用度を高めていくとともに、今お話しのよくなには実は触れておりません。

○千田正君 河野さんは農林大臣なつてからのは初めてのお話をすから、お考えになつておらない農林大臣の構想について伺いたいのですが、昨年農業基本法を実施するにあたりまして、政府の説明は、今私がし上げたとおり、十年後におけるところの格差といふものを、農業人口の少によってやらなきやいけないといふことを強くうたつておつて、しかもその比率の問題等は当時の農林大臣一応発表しておりますし、それから閣総理大臣としての池田さんも、大農業人口を減らさなければ、農業と産業との格差が平均してこない、こだ、そのためにはある一面においていう思想のもとに農業基本法を作る今おつしやつたような共同化といふのは必要であろう。しかしながら、

質的にはやはり農業をやるところの土地といふものをある程度集約しなければ、農業の格差のそういう平均化ということはでき得ない。こういふことは農業基本法の一番先に政府が当時われに向かって言つておいたことだと私は思う。そこで、今、河野さんのおしゃるのは、いやそういうことは考えていないと、農業人口は、まあ今まで自然に減るのはやむを得ないとして、むしろそれを共同化等によつて格差を少なくするようにするのだ、こういふ仰せのようあります。そちらは、私は先ほど櫻橋君から御質問がありましたいわゆる近代化資金のようないふるなものの、ああいう七分五厘というような高率で、しかもその貸付年限が短い、こういうことでは、とても農業の格差を低めるなんということはでき得ないのじゃないか、それで今あなたのお持ちになつておられる櫻橋のうちの農業実行組合、そういうものを徐々に育成してやつしていくとおっしゃるのであるが、それに對しては大体先ほどお話をありましたような年五分くらいで五、六年といふことで金融をやっていくといふようなお考えでおられるようありますが、それでは非常に短いのじやないかと、むしろ三十年なり二十年なりといふことであります。しかし、いふるところの生産意欲は出でこない私は思う。

もう一つは、今の農業法人といふのはすでにできておる、この農業法人と今の農業実行組合といふものに対しても、どういふふうにお考えになつておられるか、その点を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(河野一郎君)

ただいまお話の中で、融資は大体十五年ぐらい

考えております。五年ではございません。

五厘といふような金ではとうてい現状

それは問題にならない、こう思つてお

ります。

の農業を対象といたしましては生産がなかなかペイすることは困難だ、格差を縮めるといふようなことはとうてい

考えておるのじやないでございまし

て、先ほど申し上げた通り、もつと安

く、長く出すよろんな時代がこなけれ

ば、なかなか農村の所得が上がってい

くといふようなことはむずかしいこと

だ、こう思つておりますが、何分国内

の実状が許しませんので、はなはだ遺憾であります。が、努力はいたします

と、こう私は申し上げておるのであり

ます。

それから今千田さんの御意見の中

で、農業人口を減らすとみんな言つておるが、お前だけは違うのだとおつしやるけれども、私は違うのじやございません。当時から私はまるつきり無関係じゃないのでございまして、私も相談には乗つております。しかし、総じて数字で具体的に示す場合には、農村人口はある程度減るということが書かれてございますが、それはこちから切り捨てるといふ考え方

だと私は思つておるのじやないでございま

ります。

○國務大臣(河野一郎君)

農業法

人

は、かねて長い問題でござります。非常に強く御要望があつた時代もありましたが、私は露骨に申し上げすれば、最近幾らかそういう御要望が衰えてい

ります。

が、私は露骨に申し上げすれば、最近幾らかそういう御要望が衰えてい

ります。

○國務大臣(河野一郎君)

農業法

人

は、かねて長い問題でござります。非常に強く御要望があつた時代もありましたが、私は露骨に申し上げれば、最近幾らかそういう御要望が衰えてい

ります。

が、私は露骨に申し上げれば、最近幾らかそういう御要望が衰えてい

ります。

○國務大臣(河野一郎君)

農業法

人

は、かねて長い問題でござります。非常に強く御要望があつた時代もありましたが、私は露骨に申し上げれば、最近幾らかそういう御要望が衰えてい

○國務大臣(河野一郎君) 私も全く同感でござりますが、午前中にお答えいたしましたように、青年諸君の現実が、現状におきましてはなかなかそういきにくい点がある。そこで、せつかく今文部省を中心にして、これから的是業教育をどうしていくかといふ審議会等を作りまして、もちろん農林省もこれに關係いたしまして、そして各方面の御意見を承つて結論を急いでおるのをごぞいます。その結果等を待つて具体的に考えたいと思つております。

○千田正君 もう一点。この米価審議会は、本年などは非常に大混亂の如きに終始したようではあります、どうもわれわれ国民から見ると、大いに論議するのはけつこうだけれども、ああいの結果を見ることははなはだ残念なんでありまして、やはりこの際、一つの大きな根本政策を立て直す必要があるのじゃないか、米価審議会等に対する農林大臣のアイデアをひとつお聞きしたいと同時に、それからもう一つは、土地改良が従来米麦、いわゆる水田と畑作を中心にして土地改良をやってきましたが、これは一応交換分合等によつてある程度は最後の結論まできた。ところが最近になって、残つた大きな問題としては、山間地帯におけるところの交換分合はその間にいわゆる原野が入る、あるいは草地が入る、あるいは山林が入る、そういうようなことで、交換分合という最終的目的になるというと、非常にそれがむずかしくなつてきておる。これを再検討して、農民が考えておるようになりますが、農林大臣のお考へはどうですか。

しゃつたように、適地適産主義といふことを適用するならば、この土地改良の最終段階における交換分合に對しても、新たなる対策を立てなければほんとうの適地適産主義にいかないのじゃないか、現実はそういうところに迫ります。そうしておると私は思うのでありますが、その点について何かお考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○國務大臣（河野一郎君） 最初の米審議の問題でござりますが、実は、私は前回農林大臣をいたしましたときに、この審議会に米価をどうしたらよろしいかという諸問をいたした経験がござります。そりいたしましたところが、具体的な数字を諸問へてくれなければ審議ができぬといって断わられました。そこで、今回は具体的な数字を農林大臣が米審に出したところが、きまつちやつておるものを見識したって意味がないじゃないかというようなことが、それだけじやございませんが、主たる意見のようであつたと私は思います。これは審議会そのものの考え方方が私は非常に深くいたしまして、議会政治のもと、大臣の責任制において、今の審議会といふものは一體どうあるべきかということを検討する時代にきておる、こう思ひます。そういう意味において、過般閣議においてもいろいろ御研究を願つております。現に、農林省に三十六審議会がござります。一々審議会に諸問をし、その意見を徴してやらなければ農林大臣の仕事ができぬというようなことでは、一体農林大臣は議会の言うことを聞くのか、くのか審議会の言うことを聞くのか、

て、そして私は農林大臣として最終的な決定をするということが、むろん私は議会政治を尊重する意味においていいのじゃないか。もしそこで学習を願つておやりになるといふこと等々の方法がいろいろあるのじゃないか。それを、從来とかく議会は全然において、議会をはずした審議会、員会等が非常に最近多いわけでござります。こういう点等につきましては、一ぺん基本的にお考えいたいたらうだと、こう思うのでございます。

それから次に、今農地の交換分合ことについてお話をございました。私は私ども棚橋さんの御質問にお答えいたしましたとおり、農地といふのについて、農業の基盤になるべきものについて、今後の行政を從来のと検討する段階にきておる。新しい農地を建設して参る上においては、まず土地といふものについて明確な方向を定めて、そして必要があれば必要な法的な改正等は行なっていくべきものじなかろうかということについては、基本的な勉強を農地局に今してもらつてござりますから、急いでいるわけじやございませんけれども、せつかく勉強し、各方面の意見を承つて、そして生論を得たその上で考えたい、こう思ておりますから、ただいまの御質問におのれでございまして、その結論を乍らお述べさせていただきます。

具れ政産田適臣大と結わのがとのに作がま農かしな移す生さそく同て一題。

もう一つは、この間、本会議で私は
お尋ねしたのであります。いわゆる
ソビエトとの関係の領土問題が非常に
やかましくなってきて、特に池田首相
がああいう高姿勢のもとに、領土の問
題ははつきり日本の態度を示されると
いうと、北洋漁業等の問題になるとい
うと、相当デリケートな問題になつて
くる。幸いに河野農相は前に農林大臣
であられたころ、当時フルシチヨフや
何かと直接お会いになつて、それこそ
单刀直入に日本の立場を説明して、あ
の問題の解決に当たられたのであります
が、ことは相当これは考えをもつ
一べん新たにしてぶつからぬといふ
と、日本の北洋漁業なんといふものは
すつ飛んでしまるのではないかといふ
危惧すらわれわれは持つのであります
す。そういう面におきまして、この国
際問題に関連した農業と水産業の二つ
の問題に対して、お考へをありました
ら一つお答えを願いたいと思います。
○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の歐
州共同体もしくは英國のこれの加盟等
からよって起つて参ります日本農業
との関係につきましては、今、千田さん
のお話のとおり十分われわれは深い関
心を持つてこれに当たらなければなら
ぬと私ども考えます。御指摘の酪農業
等の関係は、申し上げるまでもなく、
ああいう広域の牧場、牧草をもつて、
ほとんどわざかな濃厚飼料で、しばり
さえすれば出てくるといふような乳を
相手に、日本のこの狭いところでやつ
ておりますのは、しかも牧草を申し
ましても非常に改良されていないこと
で經營することがいかに困難である
かということは、私も十分承知いたし
ております。そういう感覚におきまし

て十分に外国との関係を深く考慮いたしまして、そうして保護すべきものは十分に保護し、助くべきものは十分に助けていかなければ成り立つていかない。一部農業にありますよな改良とか、たとえば養鶏にありますよな飼育の改善だとかいうよなことが出て参りますればともかく、現状におきましては酪農が一番弱いということは、これは承知いたしております。その意味において私は今申し上げたとおり、保護すべきものは保護し、助成すべきものは助成して参るということをさせています。

次に北洋漁業の問題でございますが、最近とみにソ連との間に領土問題等で国會を通じて論議されました結果が、どういうふうに発展をして参り、両国の関係にどういふ影響を与えるかということは、私も北洋漁業を担当いたしておるものとして、多少の心配はいたしております。しかし、私は先般ミヤン氏が参りましたときに十分懇談いたしました。その際に漁業問題について話し合いましたところが、新聞等で御承知のとおり、私の要望を全部いまして、そらして十一月の終わりから専門家会議を開こう、そらして漁業交渉が日本国民に与える、また長い交渉、長い談判ということの印象をなくするようになしようということを、方も非常に理解しまして、協力いたすということになりました。すでに十一月の終わりから専門家の話し合いをいたすことにしておりますので、これがうまく両者の意見が一致しまして、そして、まあおそらく来年の一、二月までは私はこの専門家会議がかかるんじゃないかと思います。しかも、明年

度は、なかなか北洋の鮭鱈が今までの調査ではあまりいい数字が出ておりません。いろんな条件において必ずしも楽觀すべき点は少のうござります。しかし、さればと申して、ことしは、非常に豊富な資源のもとに、むしろ漁獲量は少なかつたと私は思います。というようなことでござりますから、現在の条件におきましては、私はそう悲觀しておりません。何とか適当に来年の二月ごろまでに専門家会議を終われば、例年のように四月から五月にかかる間に適当な両者の一致した意見が出せるんじやないか、こう考えております。その後、北洋で抑留されましたとか拿捕されました漁船等につきましても、割合に最近早く放棄いたしております。先般私が言いましたことを、すぐ聞いてくれて戻してくれていますから、そういう関係から必ずしも私はそう悲觀すべきものとは考えておりません。

の重大な問題に対しても将来の方針といふものを明らかに私は出すべきだと思ふんですよ。率直に。あなたは確かに、現在の食糧制度といふものは消極的で退屈的だ、こういうことに非常に疑問があるとはつきり言われておる。しかも、食糧事務所長会議の席上においてもそういうことを言われておるということを聞いておるわけです。ですから、大臣は、国会用の速記用の答弁としてここだけを一時のがれをするというのではなくて、やはり実力者は実力者らしく、もうばんと腹の底までやっていることを外に出してやるべきだと思ふんですよ。それでないと、論議はから回りしてダメですよ。ですから、その点についてますあなたがの食管制度に対する基本的な考え方といふものをやはりここで出すべきだと思ふんです。どうですか。

そう言いますけれども、私は、これは非常にむずかしいことだと思うんです。簡単にいかないんだろうと思うんですね。ということは、やみ米すら、食管制度における政府全量買い上げという非常に強権的なこういう法律の中においてすら、やみ米の取り締まりが今日できないでしょ。野放し状態でしょ。これはなぜ取り締まりしないかと私は政府の責任を追及したいくらいですが、ほっておく。なぜほっておくんですか。そういうものが簡単にそれじゃ自由米に切りかえられて自由米というものが簡単に出来るかというと、私は、自由米にしたってやみ米は残るは、と、こう思っているんですよ。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、制度に無理があるからやみ米が出ると、こう思ふんです。國民諸君がなるほど今はこうしなきやいけないという自覚があれば、協力する機運が出てくる。なぜ一体こういうふうにして供出しなきゃいけないんだ、こういうふうに政府に売らなきやならないんだ、足らないものをみんなが公平に分けるんだといふ國民の協力を得られるところの國民諸君に自觉と協力というものがあれば、私はこんなに多くないと思うんです。今日は、なぜ一体こういうふうにして政府がやらなきやいけないんだ配給量に足りるだけのものがあればいいじゃないかという気持、そういう点において國民の意思にそぐわぬ法律上の無理があるから今のようない点が出てくるのだと私はむしろ逆に考えております。

れぬといふところに問題があると思ふ。で、私がやみ米を自由米にすること非常に困難だということは、現在やはり生産量はふえてきております。そうして、三十一年から三十五年まで見ましても、政府の買い上げ量といふのは約一千万石ふえてきております。しかしながら、やみ米となるものはふえておりません。大体固定化しております。やみ米はふえておりません。やみ米はふえないということはなぜかというと、そのやみ米の出てくる原因について清澤さんも追及しておられるんですねけれども、これは自由米に返るということになれば、一体このやみ米は自由米のルートに乗るのに一体どうやって政府は乗せようとするのか、これは私は非常にむずかしい問題だと思います。今までのやみ米といふものは、これはおそらく検査されておらないですよ、一千万石といふものは、ところが、自由米にする場合には、これが検査しないで今庭先からかつぎ屋さんがかついてくるようにこれを自由米と称するんですか。どうなんですか、その辺の辺。

○北村暢君 そういう大臣の認識じゃ私は非常に困ると思いますがね。それで流通上の非常に混乱が起ること思います。一升や二升吹き見に持つて行くのは、これは物々交換みたいなもので、流通の中に入つていなくてはならないものは。そんなものを対象にしてやみ米を取り締まらうとしているのではないかでしょ、政府は。そういう単純な考え方でやみ米がなくなると思つたから、私は大間違いだと思うのです。これはやはりこの対策の中にもはつきりと言つておりますように、検査制度を拡充すると言つて、強化すると言つている。だから、これを強化するためには今まで検査していなかつた一千万石相当のやみ米というものが検査のルートに乗つて、しかも指定業者なりなんなりといふものに、流通としてのルートに乗つてこなければならぬのです。したがつて、これは今までだって私は政府の買ひ上げ量がどのやみ米があるということは、私はやはり何といふか、出せない理由があつてゐるにかかわらず、コンスタンントのものでしようし、それから農家自身のまだ經濟にまでいつてない、流通までいつてない、先ほど言つたよりな映画館の物々交換式のものもあるでしょ、それから現金がない、単作地帯では現金といふものを米にしか依存しないために、とつておいて、實際にはやみ米として流通しているものの中に、農家としてはもうやむにやまれない、現金に困つて自分の食べなければならぬものでも売つて、借りて食べ

今までやらなければならぬ、こういふ問題。そういう複雑な問題がやみ米問題に関連しているわけなんですよ。ですから、私は自由米という制度を設ければ、簡単に自由米という制度に乗つてしまふのだ。こういう考え方私は非常に甘いと思う。

それから、実際にやみ米が自由米にかわつて非常に流通した場合の、消費者に行く場合の状態を考えても、一休政府の配給米と自由米とここで区別するのか、店頭に置いて、おそらくこれには自由米、こつちはやみ米と米屋さんとの店に表示しなければならないと用う。しかしながら、現にこういふ法律の制度においてすら今日米屋さんにもやみ米がないかと言うと、あると言ふ。どこの米屋さんに行つてもやみ米はないかと言うとあると言う。これは行政的におかしいぢやないですか。私はそういう点からいへば、政府はおそらく卸売までタッサするけれども、あとは國民に定量を配給するといふ小売段階に至つては、全くこれは監督を何も行なひ届いていない、こう思うのです。したがつて、今後この小売段階における直接消費者の手に渡るときに、一体やみ米なのかやみ米でないのかと、どう区別について、これは不正をやつておるとは私申しませんけれども、これでは監督は非常にむずかしいと思う。しかも、こんな政府の配給米と自由米との二本立の行政なんといふものは到底つきしつこない、私はそう思つていふ。したがつて、あなたがなんば説得しようとしても、自由米とこの配給米と二本立ていくんだ、今のやみ米を自由米にするだけじゃないか、そんな

とは法治國家であつたりません。いよいよ、この問題は解決しなくてはならぬのであります。したがつて、この自由米といふものは必ずこれは直接統制といふ形態のをくずされる要因になつてくる、というだけでは簡単に問題は解決しないのです。だつてあれだけ私は強硬に反対するのも心配だと思うのです。それが農林大臣のおつしやられるように、無制限に買いたげるとか、そして生産者価格を下げさせることはないんだ、それならば何も心配することはない、農林大臣の言われることに大賛成します。しかしながら、そういう制度といふものは長続きしきれない。だれが考へたつてしまふことはないんだ、それならば何も心配することはない。したがつて、必ずこれはくずれると私は見ておる。そういう心配がなきことはないんだ、それならば何も心配がない。したがつて、必ずこれはくずれると私は見ておる。そういう心配がなきことはないんだ、それならば何も心配がない。おつしやるのですか。そういう点からいへば、私は見えておる。そういう制度といふものを間接統制なら間接統制に持つていいく一つの段階として、当たらぬ自由米に切りかえていくのだ、こういふうふうな先の先を読んでのことだ、その先の方は言わないので、何でもない、何でもないといふことは、これは大政の治家としてはちょっとおかしいと思うのですが、この点はどうなんですか。

に改革、改組をやるというのじゃないでございまして、私が改革、改組をしてしまうというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。公団、公社に対する考え方は大体そういうことでございますが、新たに公団、公社を作つてこられるあるあるといふようなことを言つておるのはじやございません。

○北村暢君

どうもはつきりしないようですが、そこであう一つお伺いしておきたいのは、水資源開発公団と、前国会においては愛知用水はこの水資源開発公団に将来行くのだといふ説明があつたはずです。ところが、聞くところによると、それは御预算にございました。で、閣議でもそぞらいう発言をされたといふことが新聞に載つておるようですが、愛知用水公団、あるいは機械公団、水資源開発公団、こういったものの中には何か不統一なものがあるのではないかといふふうに変化かないうようにしようといふ考え方といふのは、どうしてそういうふうに変えられたのですか。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知のとおり、水資源開発公団で、実施の曉には、おおむねその対象とするものは利根川水域、淀川水域といふふうを日途としておるようでございました。ところが、御承知のとおり、愛知用水公団は、多少機構も縮小、整備いたしましたが、現に豊川用水の事業を本月一日からやることになつております。したがつて、今申し上げます水資源公団の利根川水域とか淀川水域とか

いうものとは違うわけでございます。

い。したがつて、来年度の予算でもこれ

を要求したようですが、大蔵省から人

員増はだめだということで、全然話に

域、利根川水域の水資源を作業いたしま公団については、全面的に農地関係

の面において協力をいたします。その

公団においてこれを実施することにい

たします。ただし、これは今申し上げたとおりに、利根川、淀川、その他水

省が担当いたしております話を合つて適当な河川を新しく指定して参

る。ところが、農林省は、今申し上げま

したように、これら水域以外の、たとえは今回豊川用水を実施いたしますよ

うに、他の水域の事業をこの公団で実

施して参りたい、こういう意図のもと

に水資源公団にこれを併合しないとい

うことにしておたわけであります。

○北村暢君 機構の問題で、もう一点

だけ。先ほど食管の問題でお伺いした

たように、昭和三十一年當時から見

たふうに考えられるのですが、これに

は民有林においても国有林においても

生長量をオーバーして伐採している。

緊急対策によりまして、現在すでに私

は石谷委員からだいぶ話が出て論議せら

れた問題でございます。ですが、私は

ことによつて、抜き取り検査でもいい

わけです。一俵々々全部やらなくとも

いい、こういう考え方も出でてくる。し

かも、現在の農産物検査法からいくと

いうと、政府で買い上げるものについ

ては国営検査で無料である。しかしながら、民間に行くものは、これは全部

されるよう、地域的に集中して

なつておる。過伐になつておる段階

に、さらに切るわけですから、國土保全上からいっての見解、これを

ひとつ、大丈夫だといふところの見通しといふものを伺ひたい。

○北村暢君 あなたのお伺いを聞いておる。こ

ういう自由米といふものとの関連で、

一体検査制度といふものはどのように考へられるか。従来どおりといふこと

のようですが、これを抜き取

り検査等の検査手段といふものを強化

するといふことが技術的にいつて、

もつと検査技術といふものを改善する

ことによつて、抜き取り検査でもいい

わけです。一俵々々全部やらなくとも

いい、こういう考え方を改善する

ことによつて、抜き取り検査でもいい

わけです。一俵々々全部やらなくとも

○國務大臣(河野一郎君) 私は考えたことございません。

○北村暢君 あなたの最愛の部下である安田さんがそういうことを言つておるといふことを聞いておるものですか

次に、お伺いたしたいのは、木材

の価格安定対策についてでございま

す。これは前回の委員会等においても

石谷委員からだいぶ話が出て論議せら

れた問題でございます。ですが、私は

ことによつて、抜き取り検査でもいい

わけです。一俵々々全部やらなくとも

いい、こういう考え方を改善する

ことによつて、抜き取り検査でもいい

わけです。一俵々々全部やらなくとも

いい、こういう考え方を改善する

がつてそういう点からといって心配のないように対処するのだ、こうおっしゃられるのですが、実はこの造林そのものが国有林においても非常に困難な状態になってきておる。これは大臣御存じかどうか知りませんが、林野庁の今營林局、營林署に指示をしてやらして、事業計画に基づいてやっておることが、今日造林事業が非常に困難な状態にある。ということは、これは一つには農山村の人手不足の問題、それからもう一つはやはり低賃金の問題でござります。で、北海道等に行って参りましたとしても、いわゆる炭鉱離職者の最も多い炭鉱地帯に行っても、今日造林の作業員といふものが簡単に集まらない段階であります。もちろん非常に苦労をいたしております。したがつて、これは直営でやれやれということを言つておりますが、なかなか予算単価では直営でやろうと思つてもできない。したがつて、請負でやらせる。請負を請け負うものがいない。こういう段階で、事業計画を変更しなければならない、こういうような事態にあります。これは私は予算単価の問題であると思うのですが、とにもかくにも若干単価を上げれば人夫で削つてくる。したがつて、事業費そのものはふえないと、いうので、末端の事業実行者は非常に苦労をしておる、こういう実情です。

そしてその一例をあげますといふと、大体標準賃金なるものが、北海道あたりで五百円そこそことです。まあ東北はもつと、三百幾らで、安い。で、林野庁が今実施している標茶のいわゆる受刑者ですね、囚人を使って今造林に当たるとしている。作業員に。これは林野庁のほうからいえは法務省

のほうから頼まれたと言ふし、法務省の野戸がやつてくれと言つたからやつたと、こういつて結論が出ないところなんですが、どつちを聞いていいかわからぬところなんですが、とにかくその作業員が、受刑者が一日六百円でなければ働かないというのですね。それが六百円じゃ営林局の標準賃金を上回るわけなんです。そういうわけじゃ困るというので、すつたもんだしてる。そういうような事情すらあつたわけなんですね。ところが、もう炭鉱地帯では、実際に失業者があるところで千円以下じややらない。事業実行者が自費でもつて東北へ作業員を探しに来る、こういうところまできておるわけなんです。

そういうよくな点からいって、私は予算単価といふものがあまりに窮屈にきめられておる。労働者の賃金は安い。これが私は営林局の執行者が非常にに苦勞しておるとこだと思う。そういった実態にありますので、大臣は過伐になつても、国有林を切つても、造林でやるのだから心配ないのだ、こういふことは簡単に結びつかない。切る方はことしの予算でいいのですけれども、それすらも、まだ予算が行つたか行かないかという事態なんです。ですから、こういう点について、ひとつ、これは造林の単価だけないので、单価といふものは非常に安いのです。もうべらぼうに安いのです。から、これは大臣、今度の予算でぜひひとつ改訂をしていただきたい、こう

いろいろ努力をしていただきたい。それでおなじ限り、農業労働者もあれですかれども、林業労働者は非常にもう確保することが困難であるといふ事態に来ておることをお認めいただきたい。この点について要望しておきますので、できるかできないか、ひとつお伺いしておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の点は、私も先般北海道に参りまして、各営林局長から十分実情の報告を受けて参つております。何分、予算の単価の点につきましては、御承知のとおり、各省とも闇連いたします。すでに各省からもそういう声が出ておりますので、来年度の予算編成にあたりましては、できるだけひとつ実情に沿つよう努力したいと思います。

○北村暢君 もう時間がないようですから、簡単にお伺いしますが、それからもう一つは、緊急措置によつて需給関係からだけ価格が下がる、こういうことは私はそう單純にはいかないのじゃないか、このように思うのです。ことし、来年と、この緊急措置でもつて増伐をする。あるいは輸入をふやす、こういうことでやるわけございますけれども、一体どの程度で価格を押さえよとするのか。今の段階で上からなればいいというのか、今の段階が非常にもうすでに上がつた段階であるから、これを相当下げようといふ、これは統制経済をやつておるのじやないから、そこまではわからぬと言えばそれまでですけれども、一体どのくらいのところをめどに置いて価格を安定させようとしておるのかということが第一点。

それから、この需給関係だけで価格安定しないのじゃないかということは、東京都の卸売物価指数の林野庁から出されておる資料を見ましても、実際は素材の上がつておる率と、それから製材の上がつておる率と、この卸売物価指数には出ていないのですけれども、実際には立木代金、木代金、これの上がつておる状況、これがやはり相当分析されなければならぬと思うのです。というのは、製材は最近までたいた値上がり率といふものは、素材に比較して常に低いのです。最近になつて、ことしに入つてから製材の價格といふものが上がつてきておる。それまでは素材の方が圧倒的に高いのです。したがつて、素材が高いといふんですから、私は確かに木代金がまだ高いんじゃないかと思うのです。ですから、この需給関係から見ましても、一応の効果といふものはあるんでしょうけれども、製材が最近上がつてきたといふことは、やはり労働者の賃金が最近非常に上がつてきておるわけです。上がつてきておるというのは、今まで低過ぎたので、最近秋田においても、各地において製材関係の労働者の賃金の引き上げというので、ストライキその他が起こり、どうしても二、三千円上げざるを得ないような状態になつてきおる。これは圧倒的に中小企業でありますから、低賃金であることはもう間違いないわけです。やはり賃金が上がつて参りますというと、増産されても、この賃金の値上がりといふ問題からいって、木材の價格が直ちに下がるというような形にならぬ。私は需給関係では左右されないのでないか、こういう感じがするのです。そのほか

この統計では出ておらないのですが、木代金が上がっているというのは、基本問題調査会でこれははつきり出ておる。これが木材値上がりの最大の要素をなしている。こういう実情であります。

それに対しても、たたき置き、減税措置でやるというのについてですが、増産をする、増伐をするといらんですが、これは私はこの前もちょっと触れただけですけれども、これは減税措置でやつても、やはり林業所得の配分といふ面からいって、これは今後増産の措置だけで木材価格の安定ということでは、対策としては不十分であると思いまます。したがつて、やはり木材価格の値上がりといふものについては、一体高いいのが、ほんとうに高くなければならぬのかどうなのか、投機で高いのか、これら辺の分析がなされて、所得配分といふものが当然考えられるべきだ、こういうふうに思うのです。ところが、そういう施策についてはこれにほとんど出ておらない、こういうふうに思うのです。したがつて、今後ひとつ木材価格の値上がりの問題についての対策としては、ひとつ慎重なあらゆる角度から御施策を立てる、こういうことでなければならぬと思うのですが、ひとつ御所見を承つておきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 最初に御質問の、木材の価格は一体どのくらいを適正に思ふかといふ御質問でございますが、御承知のとおり、何にいたしましても、最近の木材価格の高騰は他の卸売物価の高騰に比べて顕著なものがござります。どの辺がいかといふことでございますが、私、勉強いたして

おりませんが、何さま他の建築資材等に比べて異常なものがありますことは事実であります。したがつて、できるだけ下げたいと申しましても、なかなかそう簡単に下がるものでない。今の事情から考えて、非常に需要が増加しているということをございますから、早期になかなか下げにくく、と思います。ただし、最近のように建築を抑圧するという態度まで政府は踏み切りましたから、これによって相当の効果が上がるんじゃないかと思いますので、ほつばつ太体どの辺に持っていくかといふことも考える段階に来ているだらうという現在の私の心がまさでござります。

それから、今お話をありました、ことに木材、製材その他が、労力賃金の高騰等によつていろいろな問題があるということは、お話をとおりでござります。しかし、何さま、私といたしましては、国内の生産にもおのずから限界がござりますから、そこで港湾の整備その他によりまして、輸入材となるべく割安に入るよう努めをいたしました。これらは政府においても相當に留意する、こういうことを考えております。

○北村暢君 この価格問題は非常に大事です、農産物と違いまして、林産物は。今輸入ということをおつしゃいましたけれども、国際的にいって木材は不足しているわけですよ。しかも、あつても、輸送という問題でそつ簡単にはいかない問題です。ですから、私はこの絶対量が少ないという問題からいつて、あり余っているものの価格ならありますから、この価格政策といふもの

は相当やはり思い切った、まあ統制といえれば皆さん非常にきらいですかからあれですが、今の状態でいけば、これはもう上がりっぱなしで上がっていく、これは必然性をもつていて。で、何らかの価格対策というものが積極的なものを出さない限り、どこだかわからなっているという程度では下がらないのでよ、これは。

○國務大臣(河野一郎君) 下がつているじやありませんか。

○北村暢君 いや、今一時的には下がりますよ。一時的には下がりますけれども、下がついていても、今下がつた程度が非常に高いのですから、だから、この問題は私は相當問題であると思います。しかし、まさきょうは時間がございませんから、論議いたしません。

最後に、テンサイ糖の価格の問題について、きょうの委員会の最初にあたつて要望、陳情書を講願といいうような形で当委員会にも出ておるのでございますが、テンサイの最低価格、最低の生産者価格が農林省公示をいたしてゐるわけでございますが、これが昭和二十九年からずっと据え置きになつて、トン当たり五千三百五十円。この点については、すでにもう大臣の耳に入っていると思うんですね。農業団体が盛んにやつて参りまして、陳情がすんであつたことであろうと思うのですが、これはテンサイ糖は前の基本法を審議するうちににおいて、畜産、果樹と並行して、今後甘味対策との関係からいつても、奨励をする選択的拡大の中に入つてある作物であります。それが昭和二十九年から価格が据え置かれているということは、これは何としても

理解のできない問題です。昨年あたり若干不作でもあつたのですが、作付比率がことし減つてある状態でござります。来年は、大臣自身があつ工場建設を認可するということを決定なさるといふ。当然これは私は、この作付といたる問題についても、増産という点にいたりでも、どうしてもこれは考えなければならない問題であると思います。事務当局は、本年の四月に公示をしなつたので、公示を曲げるわけにいかない、出し直すわけにいかないということであつて、非常に事務的にこれを断つわざでいる、拒否しているわけでございますが、どうしてもこれは政治的に一つ解決してもらいたい。まあ工場二つを、四大臣のできないやつをあつさりますが、少くともこの工場のはうだけやらないで、生産農民の価格の問題もひとつ政治力を發揮していただきたいと思つてゐるのですが、これはやる意思ございませんか。

恒久立法化する措置を、ひとつ事務局で検討し、来年に間に合わずもうひとつ出していただきたいと思いますが、この点について大臣のお考えをりたい。

○國務大臣(河野一郎君) あわせては計いたします。

○委員長(仲原善一君) 残余の質疑は次回に行なうこととし、本日はこれもつて散会いたします。

午後四時三十一分散会

引のために開設されるものをい
う。

第十五条ただし書を次のように改
める。

ただし、一の開場日において家
畜取引の目的物とすべき家畜の頭
数がその家畜市場の売場施設の状
況からみて著しく過多と認められ
る場合、特殊な資質を有する家畜
の売買を行なう場合その他せり売
り又は入札の方法によることが著
しく困難又は不適当と認められる
場合において、これらの各場合に
つき、あらかじめ、開設者が農林
省令で定めるところにより都道府
県知事の許可を受けて業務規程を
もつて定めた売買の方法によると
きは、この限りでない。

第十五条に次の二項を加える。

2 前項ただし書の許可には、条件
を附すことができる。

3 前項の条件は、家畜市場におけ
る公正な家畜取引及び適正な価格
形成を確保するために必要な最少
限度のものに限り、かつ、当該開
設者に不当な義務を課すことと
なるものであつてはならない。

第十八条の次に次の二条を加え
る。

**第十八条の二 都道府県知事は、家
畜取引を業とする者が第十五条第
一項の規定に違反したときは、そ
の者に対し、一年以内の期間を定
めて、その者が違反行為をした家
畜市場における家畜取引の業務の
停止を命ずることができる。**

第四章の章名中「産地家畜市場」
を「地域家畜市場」に改める。

との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利息補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

(農業近代化資金に係る債務の保証)

第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務とする農業信用基金協会の制度を設けるものとする。

2 農業信用基金協会に關しては、農業信用基金協会法(昭和三十六年法律第一号)の定めるところによる。

(農業信用基金協会への出資に係る政府の助成)

第五条 政府は、都道府県に対し、

予算の範囲内で、政令で定めるとこにより、都道府県が農業近代化資金に係る債務の保証の業務を行なう農業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てることとする。農業者等の債務を保証するものと要する経費の一部を補助することができる。

(納付金)

第六条 都道府県は、前条の規定による政府の補助(農業信用基金協創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)第四条及び)を削り、「並びに」を「及び」に改める。

した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるとこにより、当該各号に掲げる金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一 解散した場合 農業信用基金協会法第五十二条第一項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額

二 農業近代化資金に係る債務の保証に係る債務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てられたための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済によって得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)は、廃止する。

3 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改定する。

第十七条の十四第四項中「第三条第二項を削る。

6 政府は、この法律の施行前に農業改良資金助成法第三条第一項第二号の保証を受けた同号の条件で貸し付けられた資金(次項に規定するものを除く。)につき、都道府県が農業協同組合との契約により、引き続き利子補給を行なうときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができる。

7 昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに融資機関が農業者等に貸し付けた資金であつて第二条第三項に規定する農業近代化資金の要件のすべてを備えているもの(政令で定める日までに当該要件のすべてを備えることとなつたものを含む。)は、農業近代化資金とみなし、この法律を適用する。

8 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

14の二 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二十六号)に基いて、都道府県が利子補給及び出資を行なうに要する経費につき助成を行なうこと。

10 農業の生産性の向上を図り、農業經營の改善に資することを目的とする。

第十二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)を営む者及び農業に従事する者であるもの」を加える。

三 農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者がほか、これららの者が主たる構成員又は出资者となつてゐる法人で政令で定めるものは、次に掲げる者をいふ。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合

二 農業協同組合法第十一条第一項第一号及び第二号の事業をあわせて行なう農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

第一條 この法律は、農業經營に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行なう機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業經營の改善に資することを目的とする。

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)を営む者及び農業に従事する者であるものとする。

第三条 農業信用基金協会(以下「協会」といふ。)は、法人とする。

第四条 協会の区域は、都道府県の区域による。

(法人格)

第五条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)

第六条 協会は、その名称中に農業信用基金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いてはならない。

(登記)

第七条 協会は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(第二章 業務)

第八条 協会は、次の業務を行なう。

一 会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む）たる農業者等が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

(協会の業務)

和三十六年法律第号）第一二条第三項の農業近代化資金口に掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(基金)

第九条 協会は、第十五条の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件

として都道府県その他の団体から交付された金銭を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基

金として、次の方法により管理しなければならない。協会が保証債務の弁済によって得た求償権の行使により取得した金銭（その保証債務の弁済のため支払った金額をこえる部分を除く。）についても、

また同様とする。

一 農業協同組合法第十一条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

二 国債証券、地方債証券又は主席大臣の定める有価証券の保有

(剩余金の処分)

第十条 協会は、毎事業年度の剩余额の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き取りくずしてはならない。

(経理の区分)

第十一條 第八条第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務を行なう協会は、主務省令の定めるところにより、同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務と

（事業年度）

第十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、設立当初の事

業年度は、協会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

(業務の委託)

第十三条 協会は、業務方法書で定めたところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部

を融資機関に委託することができる。

2 融資機関たる農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十条の規定にかかるままで、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 持分の譲受人は、その持分につき、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

（持分の譲渡）

第十六条 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すこと

とができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分につき、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができる。

5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが協会に対し定款で定める期間内に加入の申出をし、協会がこれを承認したときは、第十八条第二項の規定にかかるわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

（会員の資格）

第十四条 協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域内に住所を有する農業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

2 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公

共団体の議決を経なければならぬ。

（出資）

第十五条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

（議決権）

第十六条 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

つき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を託する書面を協会に提出しなければならない。

5 会員の責任は、その出資額を限

て、相殺をもつて協会に対抗することができない。

（加入）

第十八条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協会の承認を得て、引受出資口数に応する金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

3 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、会員たる資格の喪失

一 死亡又は解散

二 破産

三 除名

4 会員は、次の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対して

その旨を通知し、かつ、総会で表明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十条 協会の会員は、事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 協会が当該会員（会員が農業組合員を含む。以下次号において同じ。）の債務を保証している場合

二 協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三 協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

四 協会が保証契約を結んでいる融資機関が協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六ヶ月前までに協会に予告しなければならない。

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の融資機関に対し、当該会員の脱退について異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遲滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた融資機関に対しても、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならない。ただし、第一項第三号の通知をするとときは、この限りでない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

第二十一条 会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第二十二条 会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第四章 設立

第二十三条 協会を設立するには、（発起人）（設立の認可の申請）

第二十四条 第二十三条第一項に規定する者で協会の会員にならうとするもの十五人以上が発起人とななければならぬ。

2 発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

創立総会

第二十五条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日

の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

2 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会を開かなければならない。

1 設立の手続又は定款、業務方

3 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決に

よらなければならぬ。

4 創立総会では、定款及び業務方

3 第二十六条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、

2 第二十四条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日

の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならない。

1 設立の手続又は定款、業務方

3 第二十七条 設立の認可があつたとき、その記載が欠けているとき。

2 第二十八条 協会の業務方法書には、

3 第二十九条 協会の定款、職務の分担並びに選任及び委嘱に関する規定

4 第三十条 協会の業務方法書には、

5 第三十二条 協会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたもののが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

2 第二十二条 会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

6 創立総会については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。

第五章 管理

（成立の時期）第二十八条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 球管理

（定款に記載すべき事項）第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 一 目的
2 二 名称
3 三 区域
4 四 事務所の所在地
5 五 業務
6 六 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
7 七 会員の出資の払込みの方法
8 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
9 九 準備金に関する規定
10 十 役員の定数、職務の分担並びに選任及び委嘱に関する規定
11 十一 事業年度
12 十二 公告の方法
（業務方法書に記載すべき事項）

第一 条款の規定による事務は、

第二 保証の金額の合計額の最高限度

第三 一被保証者についての保証の金額の最高限度

第四 五 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

第六 六 保証の範囲

第七 七 保証契約の締結及び変更に関する事項

八 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項
九 保証債務の弁済に関する事項
十 求償権の行使方法及び債却に関する事項
十一 業務の委託に関する事項
(規約)

第三十一条 次の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならぬ事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員の定数)

第三十二条 協会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員の選任等)

第三十三条 協会の役員は、定款で定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会において選任する。

1 会員（法人たる会員にあつては、当該法人の業務を執行する役員）

2 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

3 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定数で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱すること

第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内に定められた別段の期間を定めたときは、その期間とする。
第三十五条 役員は、理事会が理事又は監事の兼職禁止の規定による限り、監事は、理事会又は監事の兼職禁止の規定による限り、監事が理事会を代表するときは、監事が理事会を代表する。
第三十六条 協会が理事と契約をするときは、監事が理事会を代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第三十七条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
(理事の自己契約等の禁止)
第三十八条 会員が、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十九条 理事の職務を行なう者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(役員の任期)
第四十条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内に定められた別段の期間を定めたときは、その期間とする。
(会員に対する通知又は催告)
第四十一条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）に送付されなければならない。
(監事の兼職禁止)
第四十二条 協会が理事と契約をするときは、監事が理事会を代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。
(総会の招集)
第四十三条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
(理事の自己契約等の禁止)
第四十四条 会員が、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
(総会の議決事項)
第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(議長の選任)
第四十七条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の三分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第四十八条 同法第五十六条规定「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。
(会員及び協会の債権者)
第四十九条 球員及び協会の債権者（協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。
(会員に対する通知又は催告)
第五十条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場所）に送付されなければならない。
(会員の変更)
第五十一条 球員は、通常総会の会期の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備え置かなければならない。
(会員及び協会の債権者)
第五十二条 会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。
(会員の登記)
第五十三条 会員の登記は、通常総会の会期の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。
(定款その他の書類の備付け及び閲覧)
第五十四条 球員は、通常総会の会期の十日前までに、各会員について所蔵する定款その他の書類の備付け及び閲覧を求めることができる。
(会員名簿)
第五十五条 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。
(役員に關する民法の準用)
第五十六条 球員については、民法の規定が適用され、その役員は、第三者に対する連帯して損害賠償の責に任じなければならない。
(特別の議決)
第五十七条 次の事項は、総会員の三分の一以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の三分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(総会に関する民法の準用)

第四十八条 総会については、民法

第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第

六十二条」とあるのは「農業信用

基金協会法第四十条第三項」と読み替えるものとする。

第六章 解散及び清算

(解散事由) 第四十九条 協会は、次の事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第五十七条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手続が法令若しくは定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。(清算人)

第五十条 協会が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理事會で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務) 第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これ

を総会に提出してその承認を求めるなければならない。

第五十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを会員に対し、出資口數に応じて分配しなければならぬ。

2 前項の規定により会員に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十三条 清算事務が終つたときは、清算人は、退滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用) 第五十四条 協会の解散及び清算について、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条(清算人の選任)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(清算人等の報酬)、第三十五条の二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第一百三十六条前段(清算に関する事件の管轄)、第一百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第一百三十八条(清算人不適格者の規定を適用する。この場合において、民法第七十五条

中「前条」とあるのは、「農業信

用基金協会法第五十条」と読み替えるものとする。

第七章 監督

(業務又は財産の状況の報告の徴収) 第五十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

第五十六条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

第五十七条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

第五十八条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決の取消しを請求した場合には、その議決の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。

第五十九条 この法律において「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第五十五条及び第五十六条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は

(法令等の違反に対する措置)

第五十七条 主務大臣は、第五十五条の規定により報告を徵した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、業務方

法書若しくは規約に違反すると認めたときは、政令で定めるところによつて、その一部を都道府県知事行

は会計が法令若しくはこれに基づく行政の処分又は定款、業務方

法書若しくは規約に違反すると認めたときは、その協会に対して、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその協会の解散を命ずることができ

る。

2 協会の役員若しくは受託者の代

表者又は協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその協会の業務又は受託者の代

た業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会又は受託者の代

も同項の刑を科する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基づき協会

が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第九条の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若

として検査しなければならない。

大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事行なわせることができる。

第八章 罰則

第六十条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定によつて検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基づき協会

が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第九条の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若

しくは第三項若しくは第十一

条の規定に違反する経理をしたとき。

五 第十八条第一項の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第十九条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えたなかったとき。

六 第二十条第三項の規定に違反して報告を怠ったとき。

七 第三十五条の規定に違反して兼職したとき。

八 第三十七条第一項、第三十八条规定に違反して総会を招集しなかつたとき。

九 第四十二条又は第四十二条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、その書類の閲覧を拒んだとき。

十 第五十二条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定

に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十二条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財団法人からの引継ぎ)

第二条 この法律の施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した財團法人で第八条に規定する業務を主たる業務として行なうもの(以下「財團法人」という。)は、その寄附行為で定めるところにより、その主たる事務所の所在地をその区域に含む都道府県の区域を区域とする協会の発起人に對して、当該協会において当該財團法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

第三条 この法律の施行の際現に存する農業信用基金協会であることを示すような文字を用いていわば、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

第四条 第六条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三十一年法律第二百二号の一部を次のように改正する。

第一項中「農業技術導入」及び「農業施設改良」を削除する。

第二項を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事業」を「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付けの事業」に改め、「又は農業者等が入する」に改め、「又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証」を削る。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事業」を「農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付けの事業」に改め、「第一号及び第二号を削る。」を削る。

第一号及び第二号の事業別」を削る。

第四条及び第六条第一項中「第一号」を削る。

第七条中「第一号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第八条中「第一号」を削る。

た額は、当該協会の成立の時に、当該寄附行為により定めた者から當該協会に出資されたものとする。

(名称制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いていわば、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならない。

第四条 第十九条を次のように改める。

第五十条第一項中「及び債務の保証」を削除する。

第六十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第七十条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第八十条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第九十条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十一条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十二条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十三条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十四条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十五条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十六条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十七条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十八条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十九条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十一条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十二条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条まで削除する。

第十八条第二項中「、保証債務の弁済により得た求償権の行使に付」に改める。

第十九条を次のように改める。

第二十条第一項中「及び債務の保証」を削除する。

第二十一条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第二十二条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十三条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十四条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十五条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十六条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十七条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十八条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十九条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十一条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十二条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十三条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十四条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十五条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十六条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第三十七条第一項中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

2 前項の規定により協会が同項に規定する事業に係る都道府県の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農業改良資金助成法第十八条第一項に規定する特別会計の旧法第三条第一項第二号の債務の保証に係る部門に属する現金及び預金の合計額(一万円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てた額)は、当該都道府県から当該協会に出資されたものとする。

3 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

4 この法律の施行前に都道府県が締結した旧法第三条第一項第二号の債務の保証に関する契約に係る事業(第一項の規定によりその権利及び義務を協会に承継したものとみなす)については、なお従前の例による。

5 第一項の規定により都道府県から旧法第三条第一項第二号の事業に係る権利及び義務を承継した協会は、同号の債務の保証を受けて同一の条件で貸し付けられた資金に付き、当該都道府県が農業改良資金助成法組合との契約により、引き続き利子補給を行なうときは、その利子補給に要する財源に充てるため、農林大臣が定める金額を当該都道府県に納付しなければならない。

6 前項に規定する利子補給に関する都道府県の經理について必要な事項は、政令で定める。

ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノニ限ルモノトシ且当該卸元ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ課スルモノナルコトヲ得ズ。

第十一条ノ六第一項中「又ハ第四号」を「第四号又ハ第五号」に改め。

第十四条中「耀亮」の下に「又ハ入札」を加え、「業務規程ノ定ムル規程ヲ以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第一条第一項ニ掲グル物品ニシル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法ニ依ル場合」に改め、同条に次の二項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依り同項本文ニ規定スル方法及同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ双方ニ依ルベキ旨又ハ同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ二以上ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セラルコトナルベキ措置ヲ定ムルコトヲス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付第一項但書ノ規定ニ依リセラルコトナルベキ措置ヲ依リセラル當該特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ルセラル當該特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ルセラル當該特定物品ノ合ニ使用セラル當該特定物品ノ

ヲ確保スル為必要ニシテ最少限度ノモノニ限ルモノトシ且当該卸元ノ業務ヲ為ス者ニ不当ナル義務ヲ課スルモノナルコトヲ得ズ。

第十一条ノ六第一項中「又ハ第四号」を「第四号又ハ第五号」に改め。

第十四条中「耀亮」の下に「又ハ入札」を加え、「業務規程ノ定ムル規程ヲ以テ定ムル特別ノ事情アル場合及第一条第一項ニ掲グル物品ニシル所ニ依リ業務規程ヲ以テ定ムル他ノ方法ニ依ル場合」に改め、同条に次の二項を加える。

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付前項但書ノ規定ニ依り同項本文ニ規定スル方法及同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ双方ニ依ルベキ旨又ハ同項但書ニ規定スル他ノ方法ノ二以上ニ依ルベキ旨ヲ業務規程ヲ以テ定ムル場合ニハ併セラルコトナルベキ措置ヲ定ムルコトヲス

中央卸売市場ノ開設者ハ特定物品ノ売買ニ付第一項但書ノ規定ニ依リセラルコトナルベキ措置ヲ依リセラル當該特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ルセラル當該特定物品ノ種類毎ニ当該方法ニ依ルセラル當該特定物品ノ合ニ使用セラル當該特定物品ノ

品位ヲ表ス取引上ノ呼称並ニ其ノ

品位ノ格付ニ関スル基準及実施方

法ヲ定ムルコトヲ要ス

第十四条の次に次の二条を加え

第十四条ノ二 第十条ノ規定ニ依リ

卸売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ

業務及之ニ附帯スル業務以外ノ業

務(以下本条ニ於テ兼業業務ト謂

フ)ヲ営マムトスルトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関

スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農

林大臣ニ届出バシ其ノ兼業業務

ヲ追加セムトスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル

者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変

更セムトスルトキハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農

林大臣ニ届出バシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農

林大臣ニ届出バシ

ガ合併後存続シ又ハ営業ヲ譲受タル場合ヲ除ク」を加え、同条第二項

第一号中「防止シ」の下に「当該中

央卸売市場ニ於ル」を加える。

第十七条第二項中「其ノ業務」を

「其ノ者ノ業務」に改め、同条第一

項の次に次の二項を加える。

農林大臣ハ第十条ノ規定ニ依リ卸

売ノ業務ヲ為ス者ハ当該卸売ノ業

務ノ適正且健全運営ヲ確保ス

ル為必要アリト認ムルトキハ当該

卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者

ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改

善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得

第十八条第一項に次の二号を加え

四 卸売ノ業務ヲ為ス法人ノ無限

責任社員又ハ取締役其ノ他業務

ヲ執行スル役員ニシテ当該違反

行為又ハ當該公益ヲ害スルノ真

シタルトキハ逕滞ナク其ノ旨ヲ農

林大臣ニ届出バシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農

林大臣ニ届出バシ

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル

以テ定ムル基準ヲ超ユルモノ(以

下本条ニ於テ周辺地市場ト謂フ)

ニ於ル業務が当該物品ノ流通ニ付

当該中央卸売市場ニ於ル業務ト密

接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央

卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全

運営ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ当該周辺地市場ニ於

テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者

ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改

善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ得

第十九条第一項に次の二号を加え

四 第十七条第二項ノ規定ニ依ル

命令ニ違反シタル者

依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届

出ヲ得

第二十一条ノ二 第二項ノ規定ニ依ル

届出ノ業務ヲ為ス者ハ當該卸売ノ業

務ノ適正且健全運営ヲ確保ス

ル為必要アリト認ムルトキハ当該

卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者

ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改

善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ得

第二十二条第一項に後段として次の二

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分

ニ付テハ第十条ノ八中「相手方」ト

アルハ「相手方及当該处分ニ於テ

解任セラルベキモノトセラル

モノノ解任命令

第十八条第二項に後段として次の二

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ処分

ニ付テハ第十条ノ八中「相手方」ト

アルハ「相手方及当該处分ニ於テ

解任セラルベキモノトセラル

モノノ解任命令

第二十三条第一項に次の二条を加え

三 第十四条ノ二 第二項ノ規定ニ依ル

届出ノ業務ヲ為ス者ハ當該卸売ノ業

務ノ適正且健全運営ヲ確保ス

ル為必要アリト認ムルトキハ当該

加え、同号を同条第五号とし、同条

第二号の次に次の二号を加える。

三 第十四条ノ二 第二項又ハ第二

項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又

ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者

附則

1 この法律は、公布の日から起算

して六十日を経過した日から施行

する。

2 この法律の施行の際現に開設さ

れている中央卸売市場における売

買の方法その他の業務規程をもつて

定めるべき事項については、この

法律の施行の日から起算して一年

を経過する日(その日までに次項

の申請に対し同項の認可を受けた

中央卸売市場にあつては、その認

可に係る業務規程の変更の効力が

発生する日)までは、なお従前の

例による。

3 この法律の施行の際現に開設さ

れている中央卸売市場の開設者

は、この法律の施行の日から起算し

て十月を経過する日までに、農林

省令で定めるところにより、農林

大臣に対し、改正後の中央卸売市

場法の規定に適合するよう必要

な業務規程の変更につき同法第四

条の認可の申請をしなければなら

ない。

第二十五条第二号中「第十七条第

二項」を「第十七条第三項」に改め同

条中第五号を第七号とし、第四号を

第六号とし、第三号中「第十八条第

一項第三号」の下に「又ハ第四号」を

第二十一条第一項に次の二条を加え

二 第二十三条第一項に次の二条を加え

三 第二十二条第一項に次の二条を加え

四 第二十三条第一項に次の二条を加え

4 この法律の施行の際現に中央卸売市場法第十条の許可を受け中央卸売市場において卸売の業務を行なつてゐる者でこの法律の施行の際現に当該卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を営んでいたものについては、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までは、当該兼業業務について、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定は、	5 前項に規定する者で同項に規定する日後においても当該兼業業務を引き続いて営もうとするものは、その日までに、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第二項前段の規定による届出しなければならない。
6 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。	6 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中「農林物資規格調査会」に改める。	第三十四条第一項の表中「農林物資規格調査会」に改める。
第七条の見出し中「農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること」と「農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること」に改める。	第七条の見出し中「農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること」と「農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること」に改める。

2 「省令」に改め、同条第一項を次のよう改める。	2 「省令」に改め、同条第一項を次のよう改める。
1 諸論議会に出席する者でなければ、与えないと改める。	1 諸論議会に出席する者でなければ、与えないと改める。

2 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの	2 実施方法を加え、「まつ消」を「消除」に改める。
1 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの	2 第十条の見出し中「取引業務の制限」を「取引の事業に関する制限」に改め、同条中「業務」を「事業」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの

4 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの

5 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの

6 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの

7 第二条第一項第一号の「農林省令（農林省令で定める業務に限る。）が指定する者又は都道府県知事の他の従業者として同号に該当する者を置くもの

地方債証券又は農林省令で定める
その他の有価証券をもつて、これ
に充てることができる。

(營業保証金の還付)

第十条の四 家畜商と家畜の取引の
契約を締結した者は、その契約に
よつて生じた債権に関し、当該家
畜商が供託した營業保証金につい
て、その債権の弁済を受ける権利
を有する。

2 前項の権利の実行に關し必要な
事項は、法務省令、農林省令で定
められる。

(營業保証金の不足額の供託等)

第十条の五 家畜商は、その家畜商
の家畜の取引の業務に從事する者
の数が増加したため、又は前条第
一項の権利を有する者がその権利
を実行したため、營業保証金の額
が第十条の三第一項に規定する額
に不足することとなつたときは、
法務省令、農林省令で定める相当
の期間内に、その不足額を住所の
もよりの供託所に供託しなければ
ならない。

2 第十条の二第二項及び第十条の
三第二項の規定は、前項の規定に
より供託する場合に準用する。
(營業保証金の保管等)

第十条の六 家畜商は、その住所を
移転したためそのもよりの供託所
が変更した場合において、金銭の
みをもつて營業保証金を供託して
いるときは、連帯なく、法務省令、
農林省令で定めるところにより、
これを供託している供託所に対
し、費用を予納して、移転後の住
所のものよりの供託所への營業保
証金の保管等を請求し、その他

のときは、連帯なく、營業保証金
を移転後の住所のものよりの供託所
に新たに供託しなければならな
い。

2 第十条の二の規定は、前項の規定
により供託する場合に準用する。
(營業保証金の取りもどし)

第十条の七 家畜商名簿の登録が消
除されたときは、家畜商であつた
者又はその承継人は、当該家畜商
であつた者が供託した營業保証金
を取りもどすことができる。

2 家畜商は、その家畜商の家畜の
取引の業務に從事する者の数が減
少した場合において、營業保証金
の額が第十条の三第二項に規定す
る額をこえることとなつたとき
は、そのこえる部分の額の營業保
証金を取りもどすことができる。

3 家畜商は、前条第一項の規定に
より供託したときは、その移転前
の住所のものよりの供託所に供託
した營業保証金を取りもどすこと
ができる。

4 第一項又は第二項の規定による
營業保証金の取りもどしは、当該
の権利を有する者に対し、六月
を下らない一定期間内に申し出る
べき旨を公告し、その期間内にそ
の申出がなかつた場合でなければ、
することができない。ただ
かりに理由が発生した時から十
年を経過したときは、この限りで
ない。

5 前項の公告その他營業保証金の
取りもどしに關し必要な事項は、
法務省令、農林省令で定める。

第十一條の次に次の二条を加え
る。

(家畜の取引に関する帳簿の備付
け等)

第十二条の二 家畜商は、農林省令
で定めるところにより、その事業所
ごとに、家畜の取引に関する帳簿
を備え、これに、家畜の取引のあ
つたつど、その年月日及び場所、
その取引に係る家畜の種類別の頭
数その他の農林省令で定める事項を
記載しなければならない。

(立入検査)

第十三条の三 都道府県知事は、こ
の法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、家畜商の事業所
に立ち入り、帳簿書類を検査させ
ることができること。

2 前項の規定により職員が立入検
査をする場合には、その身分を示
す証明書を携帯し、関係人に提示
しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

4 第十二条中「左の各号」を「次の
各号」に改め、同条第一号中「第十
一条」を「第十条第一項」に、「業務」
を「事業」に改め、同条に次の二号
を加える。

三 第十条第二項又は第三項の規
定に違反した者

第十四条を次のように改める。

第十四条 次の各号の一に該当する
者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第十二条の規定に違反した者
二 第十二条の二の規定に違反し
て、帳簿を備え付けず、又は必
要な事項を記載せず、若しくは
虚偽の記載をした者

三 第十二条の三第一項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、又は忌
避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算
して九十日をこえない範囲内にお
いて政令で定める日から施行す
る。

2 この法律の施行の際現に改正前
の家畜法(以下「旧法」という。)
の規定により旧法第三条第一項の
免許を受けている者は、この法律
の施行の日から起算して一年を経
過する日(その日までに改正後の
家畜法(以下「新法」という。)の
規定により新法第三条第一項の免
許を受けた者についてはその免許
の申請に對し免許をするかどうか
の処分がその日までになかつた者
についてはその处分のある時。以
下「経過措置期限」といふ。)まで
は、新法の規定により当該免許を
受けた者とみなす。

3 旧法の規定によつてされた家畜
商名簿への登録は、経過措置期限
までは、新法の規定によつてされ
た家畜商名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された
家畜商免許証は、経過措置期限ま
では、新法の規定によつて交付さ
れた家畜商免許証とみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施
行の日から起算して十月以内に少
なくとも一回新法第三条第二項第
一号の講習会を開催しなければな
らない。ただし、その期間内にそ
の都道府県の区域内において同号
の農林大臣が指定する者の行なう
講習会が開催される場合は、この
限りでない。

6 附則第二項の規定により免許を
受けた者とみなされる者について
は、経過措置期限までは、新法第
七条第一項中「第四条第一号、第
二号、第四号若しくは第五号に該
当することとなつたとき」について
は、新法第三条第二項第二号に該當
する者とみなさないことをとなつた
とき(同項第一号に該當することと
なつた場合を除く。)とあるのは、
「第四条第一号若しくは第二号に
該當することとなつたとき」とす
る。

7 前項に規定する者については、
経過措置期限までは、新法第十条
第二項及び第三項並びに第十条の
二から第十条の七までの規定は、
適用しない。

8 附則第六項に規定する者が、こ
の法律の施行の日から起算して一
年を経過する日までに新法の規定
により新法第三条第一項の免許を
受けたとき、又はその期限までに
新法の規定により当該免許の申請
をしたがその期限までにこれにつ
いて免許をするかどうかの処分が
なき、その後においてその免許を
受けたときは、その者は、法務省
令、農林省令で定めるところによ
り、第十条の二第一項の規定によ
り營業保証金を供託しなければな
らない。

第十一条中「精液採取證明書」を「精液採取に関する證明書」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

4 第二項但書の場合には、当該家畜人工授精師は、当該家畜人工授精

精液の注入を受けた雌の家畜の所有者から精液採取に関する證明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十二条第二項中「採取に関する證明書」を「精液採取に関する證明書」に改める。

第三十二条中「第十五條の家畜人工授精簿」を「第十三條第二項の家畜人工授精簿」に改める。

第五条の家畜人工授精簿並びに第二十二条第一項の投精證明書及び精液採取に関する證明書」に改める。

第三章の二 家畜登録事業

(家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の二 家畜につき、その血統、能力又は体型を審査して一定の基準に適合するものを登録する事業(以下「家畜登録事業」といふ。)を行なおうとする者は、省令で定める手続により、当該事業の実施に関する規程(以下「登録規程」という。)を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2 登録規程においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
一 登録する家畜の種類
二 登録の種類及び方法

三 審査の基準に関する事項

四 登録手数料に関する事項

五 家畜登録簿に関する事項

六 家畜登録事業を行なう者(以下「家畜登録機関」という。)は、登録規程を変更しようとするときは、省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

第三十二条の五 農林大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることができる。

第二十九条第二項から第五項まで

の規定は、前項の場合に準用する。

第三章の二 家畜改良増殖審議会

(設置)

第三十二条の六 農林省に家畜改良増殖審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第三十二条中「第三条の七 審議会は、第三条の二第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、家畜の改良増殖に関する重要な事項を調査審議する。

第三十二条の八 審議会は、委員一人以上内で組織する。

第三十二条の九 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

第三十二条の十 審議会に、部会を置くことができる。

第三十二条の十一 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

第三十二条の十二 「種付」を「種付け、家畜人工授精」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三十二条の十三 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうよう努めるものとする。

(国の援助)
第三十二条の十四 農林大臣は、家畜登録事業の実施に関する規程(以下「登録規程」という。)を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

第三十二条の十五 登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関する措置を採るべき旨を命ぜることができる。

第三十二条の十六 農林大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関する措置を採るべき旨を命ぜることができる。

(部会)

第三十二条の十 審議会に、部会を置くことができる。

第三十二条の十一 審議会は、その定めるところに指名する。

第三十二条の十二 部会に属すべき委員は、会長が

第三十二条の十三 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十二条の十四 家畜登録事業の停止を命ずることができる。

第三十二条の十五 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の十六 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の十七 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の十八 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の十九 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十一 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十二 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十三 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十四 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十五 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十六 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十七 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十八 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の二十九 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十一 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十二 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十三 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十四 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十五 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十六 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十七 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十八 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十二条の三十九 第二項の規定は、前項の場合に準用する。

業務の停止の命令に違反した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつて居る者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けて居た者については、その承認を受けた日から起算して一年を経過する日)から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けて居た者については、その承認を受けた日から起算して一年を経過する日)までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けて居た者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をするかどうかの処分がその日までになかつた者については、その処分のある時、次項において「経過措置期限」といいう。(までは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができない。)までの間は、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができない。

3 前項に規定する者については、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けた者については、その承認を受けた日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けて居た者については、その承認を受けた日から起算して一年を経過する日)までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けて居た者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をするかどうかの処分がその日までになかつた者については、その処分のある時、次項において「経過措置期限」といいう。(までは、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができない。)までの間は、その登録規程につき改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けないでも、同項の家畜登録事業を行なうことができない。

4 附則第二項に規定する者については、経過措置期限までは、改正後の中第三十二条の二第三項、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しない。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業團に準用する。

第二章 役員等
(役員)
第八条 事業團に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業團を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、事業團の業務を監査する。

(役員の任命)

第十一条 役員は、農林大臣が任命する。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第十三条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準する地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第十四条 役員及び職員の地位

五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)の規定による。

第十五条 事業團の業務方法書は、農林省令で定める事項を記載する。

第十六条 事業團は、前項の規定による事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十七条 事業團の職員は、理事長が任命する。

第十八条 事業團の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十

(役員の解任)

第十三条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の兼職禁止)

第十四条 役員(非常勤のものを除く)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(代理権の制限)

第十五条 事業團と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が事業團を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業團の職員のうちから、事業團の從

たる事務所の業務に関し一切の裁

判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業團の職員は、理事長が任命する。

第十八条 事業團の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十

(業務の範囲)

第十九条 事業團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(業務の委託)

2 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合又は同様のための農業共済組合連合会が同法第八十三条第一項第一号に掲げる共済事業を行なう市町村が同法第八十三条第一項第一号に掲げる共済事業によつてその組合員等(同法第十二条第一項の組合員等をいう)に対して負う共済責任を保険する事業を行なうこと。

(業務の範囲)

2 農業災害補償法の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務の範囲)

2 農業共済組合連合会は、農業災害補償法の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

(業務の範囲)

2 農業災害補償法の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

第二章 業務
(業務の範囲)

2 事業團は、業務方法書を変更しよるとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(決算)

第二十四条 事業團は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(決算)

第二十五条 事業團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ)を作成し、決算完結後一月以内にこれを農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(決算)

第二十六条 事業團は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を作成し、かつ、財務諸表及び決算報告書に附帯する監事の意見をつけなければならぬ。

(決算)

2 事業團は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、これを前条第一項の農林大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに農林大臣に提出しなければならない。

(決算)

2 事業團は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これを内閣に送付しなければならない。

(決算)

第三章 業務
(会計の区分)

2 事業團は、業務方法書は、農林省令で定める事項は、次の各号の経理の区分によ

(会計の区分)

第二十七条 事業團の会計について

(会計の区分)

2 事業團は、農林省令で定める

(会計の区分)

三七

り、それぞれ各号に掲げる勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び農業災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二条第一項の規定による負担金に係る経理

二 農作物勘定
第十九条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち蚕糸共済についての再保險に関するもの及び農業災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二条第三項の規定による負担金に係る経理

三 蚕糸勘定
第十九条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち蚕糸共済についての再保險に関するもの及び農業

災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二

条第三項の規定による負担金に

係る経理

四 前各号の各勘定における保険金又は再保險金の支払資金の不足に充てるための財源たる資金用に係る経理

五 事業団の業務に関する事務の取扱い（調査及び研究を含む。）に係る経理

2

事業団の資本金として出資された金額に係る経理は、基金勘定において行なうものとする。

（利益の処理）

第二十八条 事業団は、前条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、それが前事業年度から継り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、損失てん補準備金として積み立てなければならぬ。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

（損失の処理）
第二十九条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る経理

第三十条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る経理

第三十一条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る経理

第三十二条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る経理

第三十三条 事業団は、次の方針によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

（余裕金の運用）
二 国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二 農林中央金庫若しくは農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（給与及び退職手当の支給の基準）

三 第三十四条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更

2

可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

（前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けてこれを借り替えることができる。）

3 前項ただし書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（農林省令への委任）

計に關し必要な事項は、農林省令のほか、事業団の財務及び会

計に關し必要な事項は、農林省令

（監督）
第五章 監督

第三十七条 事業団は、農林大臣が

て、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

2 前項の規定による貸付金については、利子を徴せず、又は通常の条件より事業団に有利な条件を附することができる。

（負担金）
第三十二条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、事業団の事務費を負担する。

（余裕金の運用）
二 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に

は、事業団に対して、その業務に

対し、その業務に關し報告をさ

せ、又はその職員に、事業団若し

くは受託者の事務所に立ち入り、

業務の状況若しくは帳簿、書類そ

の他の物件を検査させることが

できる。ただし、受託者に對して

は、当該受託業務の範囲内に限

る。

三 第三十三条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第三十三条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

（第七章 請則）
二 第二十五条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

（報告及び検査）
三 第二十五条第一項又は第三十四条の承認をしようとするとき。

（第六章 雜則）
二 第二十二条事業団又は受託者が、

第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事

業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした

しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（会計検査）
第三十五条 事業団の会計については、会計検査院が検査する。

（第六章 雜則）
二 借入金をすることができる。

（前項の規定による短期借入金は、當該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けてこれを借り替えることができる。）

（第三十九条 事業団は、農林大臣又は都道府県知事に対して、事業団の業務に關し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。）

（第四十条 事業団の解散については、別に法律で定める。）

（大蔵大臣との協議）
二 第二十条第一項、第二十六条第一項又は第三十六条の農林省令を定めようとするとき。

（第四十一条 農林大臣は、次の場合は、大蔵大臣に協議しなければならない。）

（大蔵大臣との協議）
二 第二十条第二項、第二十三条第一項又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

（第六章 雜則）
二 第二十二条第一項、第二十三条第一項又は第三十六条の農林省令を定めようとするとき。

（第四十二条 事業団又は受託者が、第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事

業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

（第六章 雜則）
二 第二十二条事業団又は受託者が、

第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事

業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

事業団の役員又は職員は、三万円

以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その

認可又は承認を受けなかつたときは。

二 第五条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年二月一日から同月二十日までの範

内において政令で定める日から

施行する。ただし、次条から附則

第七条までの規定は、公布の日から、附則第八条の規定は事業団の成立の時から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、第十条の例により、事業団の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員会命じて、事業団の設立に関する事務を處理させる。

第四条 設立委員は、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条 設立委員は、前条第一項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(農業共済再保険特別会計法等の廃止)

第八条 次に掲げる法律は、廃止する。

(昭和十九年法律第十一号)

一 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)

二 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十九号)

3 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計からする

緑入金に関する法律(昭和二十一年法律第二百九十五号)

四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする緑入金に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)

五 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和二十二年法律第二百六十二号)

六 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする緑入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

七 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの緑入金に関する法律(昭和三十年法律第四十九号)

2 農業共済再保険特別会計の昭和三十六年四月一日に始まる会計年度は、農業共済再保険特別会計法の廃止の時に終るものとする。

3 農業共済再保険特別会計の昭和三十五年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剩余の処理に関しては、なお従前の例による。

(権利及び義務の承継等)

第九条 農業共済再保険特別会計法の廃止の際現に農業災害補償法(農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第号)による改正前の農業災害補償法をいう。)による再保険事業(同法第十二条第一項(同法第十三条の三において準用する場合を含む)又は第百五十条の二第三項の規定により農業共済再保険特別会計の歳入に繰り入れられる負担金

又は補助金に関する事務を含む。)

に關し國が有する権利及び義務(農業共済再保険特別会計が國の他の会計に対しても有する権利及びこれに対して負う義務を含む。)

は、その廢止の時ににおいて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額は、政府から事業団に出資されたものとする。

1 その承継の際ににおける農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定の昭和三十六年度の収納済入額から、同年度の支出し済出額を差し引いて得た金額

2 農業共済再保険特別会計法が廃止される時までに農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定から農業勘定及び家畜勘定へ繰り入れられた緑入金の合計額から、その時までに再保険金支払基金勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金の合計額を差し引いて得た金額

3 前項の規定により納付金を納付する場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「損失てん補準備金」としてあるのは、「附則第十条第一項の規定による国への納付金に充て、なお残余があるときは、その残余の額は、損失てん補準備金」として」とする。

4 第四十二条の規定は、第二項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

(経過規定)

第十一条 この法律の施行の際現に

おいて、附則第八条第一項第五号及び第六号に掲げる法律の規定により一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れられた金額の合計額からこれらの法律の規定(同条第三項の規定により農業共済再保険特別会計の歳入に繰り入れられる負担金

別会計の農業勘定から一般会計に繰り入れられた金額(繰り入れるべき金額を含む。)の合計額を

差し引いて得た金額に相当する金額を國に納付すべき義務を負うものとする。

2 前項の義務は、事業団が、農作物勘定又は蚕飼勘定においてその損益計算上利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときに、その残余の金額の全部又は一部に相当する金額を、その義務に係る納付金の金額に達するまで、農林省令で定めるところにより、その残余の金額の全部又は一部に相当する金額を、その義務に係る納付金の金額に達するまで、農林省令で定めるところにより消滅する。

3 前項の規定により納付金を納付する場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「損失てん補準備金」としてあるのは、「附則第十条第一項の規定による国への納付金に充て、なお残余があるときは、その残余の額は、損失てん補準備金」として」とする。

4 第四十二条の規定は、第二項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

(経過規定)

第十二条 この法律の施行の際現に農業保険事業團という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

二 当該都道府県の第百八条第四

項第二号の蚕繭異常共済掛金標

準率の二分の一

三 当該都道府県の第百八条第四

項第三号の蚕繭超異常共済掛金標

標準率

第十三条 国庫は、政令の定めると

ころにより、前条第一項又は第三

項の規定による負担金を合計した

金額に相当する金額を事業団に支

付する。

事業団は、前項の規定による交

付金に相当する金額を組合員等が

組合等に支払うべき共済掛金の一

部に充てるため、政令の定めると

ころにより、当該組合等に交付し

なければならぬ。

事業団は、前項の規定により交

付すべき交付金のうち前条第一項

の規定による負担金に係るものに

ついては、組合等に交付するのに

代えて、当該組合等が事業団に支

払うべき保険料の全部又は一部に

充てて事業団の農作物勘定の保

険料収入に計上することができる。

事業団は、第二項の規定により

交付すべき交付金のうち前条第三

項の規定による負担金に係るもの

については、組合等に交付するの

に代えて、当該組合等がその属す

る農業共済組合連合会に支払うべ

き保険料の一部に充てるため当該

農業共済組合連合会に交付し、又

は当該農業共済組合連合会が支払

うべき再保険料の全部若しくは一

部に充てて事業団の蚕繭勘定の再

保険料収入に計上することができ

る。

第二項の規定による交付金につ

いては、事業団を国とみなし、当

該交付金を國が國以外の者に対し

て交付する負担金とみなして、補

助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律（昭和三十年法律第

百七十九号）の規定（同法第二十

三条の規定及びこれに係る罰則を

除き、その罰則以外の罰則を含

む。）を適用する。この場合において

て、同法（第二条第七項を除く。）

中「各省各庁」とあるのは「農業

保険事業団」と、「各省各庁の長」

とあるのは「農業保険事業団の

理事長」と読み替えるものとする。

第十三條の三中「第十二条第二項

及び第十三條」を「第十三条第一

項、第二項及び第四項」に改める。

第十四条の二 国庫は、政令の定め

るところにより、毎会計年度予算

の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により

主務大臣が指定した組合等に対

し、当該組合等の行なう農作物共

済の共済目的である水稻について

の病虫害の防止に要する経費の一

部を補助することができる。

事業団は、政令の定めるところによ

り、前条第一号中「又は養

蚕」を削り、同項中第三号を第四号

とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 養蚕の業務を営む者

第十六条第一項中「成立したと

き」の下に「合併によつて設立した

場合を除く。」を「前条第一項第一

号」の下に「又は第二号」を加え、

「（以下第一号資格者といふ。）」を削り、同項ただし書を次のよう

に改める。

但し、耕作の業務及び養蚕の業

務ごとに、耕作の業務を営む者に

ついてはその営む同項第一号の農

作物ごとの当該業務の規模、養蚕

の業務を営む者についてはその営

む春蚕繭及び夏秋蚕繭ごとの当該

業務の規模が、いずれもその農作

物ごと又はその蚕繭ごとに政令の

定めるところにより都道府県知事

が定める基準に達していない者に

ついては、この限りでない。

第十六条第二項を次のよう

に改める。

左の各号の一に該当するとき

は、当該各号に掲げる者について

も、また前項本文と同様とする。

但し、当該農業共済組合が第八十

五条第二項前段又は第七項の規定

によりその農作物共済又は蚕繭共

済において前条第一項第一号の農

作物の一部又は春蚕繭若しくは夏

蚕繭のいずれかをその共済目的の

種類としない場合において、その

現に行なつている農作物共済若し

くは蚕繭共済の共済目的の種類と

されている農作物若しくは蚕繭に

ついてその営む当該農作物ごと若

しくは当該蚕繭ごとの耕作若しく

項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつてない場合において、その行なつていな

い共済事業についての同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの人

共済組合が第八十五条第二項後段

又は第七項の規定により農作物共

済又は蚕繭共済を行なつてない

場合において、その行なつていな

い共済事業についての同号に規定

する第一号加入資格者又はこれらの人

共済組合が合併によって

設立されたとき。

前条第一項第一号に該当して

同項の規定により当該農業共済

組合の組合員たる資格を有する

者で前項但書に規定する者以外

のもの（以下第一号加入資格者とい

う。）及び同条第一項第二号

に該当して同項の規定により當

該農業共済組合の組合員たる資

格を有する者で前項但書に規定

する者以外のもの（以下第二号

加入資格者という。）

二 組合員でない者が農業共済組合が成立した後に第一号加入資格者又は第二号加入資格者とな

るに至つたとき。

その第一号加入資格者又は第二

号加入資格者となるに至つた

者

第十六条第四項中「左に掲げる

組合員たる資格を有する

者」を「組合員たる資格を有する

者」に改め、各号を削り、同条第二

項の次に次の二項を加える。

第八十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項中第三号を第四号

第十四条の三 第十四条の規定によ

る助金の交付に関する事務の一部

は、政令の定めるところにより、當

業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物の共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とするところとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたとき、農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることは、組合員でない第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達していなるものについても、同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「（農業共済組合の組合員にあつては、役員及び総代）」を加える。

第十九条第一項第二号中「廃止」

を「全部の廃止」に改め、同条第二

項中「で第十六条第四項各号の一に該当するもの」を削り、「消滅」の下に「（第四十七条第一項の規定による場合を除く。）」を、「但し」の下に「（省令の定めるところにより）」を加える。

同条に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で、前項

の消滅があつても脱退をしないも

のその他当該農業共済組合との問

四

で定めるものを除く。)は、定款の定めるところにより脱退する」とができる。

する」に、「同意者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人的業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合員等の組合員等で法人でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「当然加入資格者」を「第一号加入資格者及び第二号加入資格者の総数」に改める。

第二十九条を次のように改める。

らず、定款の定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第四十五条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

第三十條第一項

の種類を変更するためにする庭

第三章 第二節 第三章 第二節
「共済事業」の下に「の種類及びその種類別」の共済目的の種類を加え、同

款の変更の議決

頂第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項中「その旨」の下に「総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区こ

〔総合組合〕の下は「法人たる組合員の業務を執行する役員を含む。」を加える。

関する事項」を加える。

糧農作物」を「の農作物」に改め
る。

を「農業共済組合」にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等で法人でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員と

る場合を除いては、「」を削り、同条第一項中「保険事業」を「同項第一号の保険事業」に改め、同条第一項の次に次の十項を加える。

作又は養蚕の業務の経営としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわないものとする。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稻に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、その他その防止が適正に

主務大臣が都道府県知事及び事業団の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なう農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稻につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

するにはあらかじめ懇親会の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合といふ。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済について、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによ

べてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていなければ、第一項の規定にかかるわらず、その共通して行なわれていない共済事業と同種の共済事業は、行なわない。

二
当該合併の際、合併組合のすべてが行なう農作物共済又は蚕繭共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は

は、同項の規定にかかるわらず、
その共通して共済目的の種類と
されていない農作物又は蚕繭
は、農作物共済又は蚕繭共済に
おいてその共済目的の種類とし
ない。

時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

項を削り、同条の次に次の二条を加える。

農業共済組合が合併する場合

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第三十一条第一項第五号の二乃至第七

該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する

中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」と読み替えるに改める。

緒目的の種類としないものとす
る。

あるのは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのを「第一項、二、三の二、三、四

のは「第八十五条の七において
準用する第一項」と、同項第二
号及び第三号中「同項」とある
のは「第八十五条の七において
準用する同項」と読み替えるも
のとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たた実施区域に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）」があ

第六項及び前項後段の総会の議決には、第四十三条第二項の規定を準用する。

この法律に規定するもののはか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手続及び当該農業共済組合又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る経過措置に關し必要な事項は、命令で定める。

改め、同条第四項中「政府」を一事業団に改め、同条第五項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に改める。

第八十五条の五中「前三条」を「この法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十五条の三第五項及び第六項」を「第八十五条の三第四項及び第五項」に改める。

と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項及び第九項後段中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第四項」と、同条第十一項

つた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の第一項の申出をした農業共済組合(当該市町村を含む。)」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合(当該市町村を含む。)が二個以上の組合(当該市町村を含む。)」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

開始するときは、当該市町村は、その開始の時において、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十六条に次の二項を加える。

第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を除く。)を削り、「受けなければならぬ。」

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、」を「受けた当該共済事業の全部を廃止することができる。」に改め、同条第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十の次に次の二条を加える。

第八十五条の十一 この法律に規定するもののほか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合には当該廃置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始時ににおけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収(第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。)に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るもの、その他の令で定めるものを農業協同組合に委託することができると受けたものとする。

農業協同組合は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の規定にかかるわらず、新たな実施区域につき共済事業を

項に規定する事務を行なうことができる。

第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十七条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金等」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

第八十五条の二第一項中「第七項」を「以下本条」に改め、同条第二項中「これを」を「漏納に係る共済掛け金の額」を「金額は、農作物共済にあつては当該組合等が事業団前項の規定による委託を受けて同

から支払を受けた保険金の金額(当該組合等が農業共済組合連合会からも保険金の支払を受けたときは、その保険金の金額と事業団から支払を受けた保険金の金額との合計金額)、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づいて、水稻に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づいて、水稻に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づいて、水稻に係る共済掛け金の額」に改める。

第九十八条の二中「共済金」の下に「(任意共済に係るもの)を除く。」を加え、「準則」を「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める割合だけ減額して定めるものとする。

第九十八条の二中「共済金」の下に「(任意共済に係るもの)を除く。」を加え、「準則」を「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める準則」に改める。

第九十九条第一項第一号資格者を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なつてている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごとに又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の第七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第七項又は第八十五条の八第二項第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつてない場合において、その行なつてない共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りではない。

第九十九条第一項第一号資格者を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第二項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び以下農作物共済等資格者」という。又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者(命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例

三第四項若しくは第六項)を「第八

十五条の三(第三項若しくは第五項)に、「及び蚕繭共濟」を「又は蚕繭共濟」に、「農作物共濟等資格者(前項但書に規定する者を除く。)」を「農作物共濟資格者又は蚕繭共濟資格者」に、「同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書きを加え
る。

第一回に於ける本題の解説は、この限りでない。

業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされてゐる農作物又は蚕繭についてその當む該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定めた基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に基定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭

共済を行なう」とととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物においてその共済目的の種類とされることはなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を營み、その當む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第一百四条に次の二項を加える。

第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済關係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその當む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第

八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七项、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なつてない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第三項の規定によりその共済目的的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的的種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときに、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的的種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達す

文と同様とする。
第一百四条の二第一項中「である等
十六条第一項但書に規定する者」を
削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭
共済」に改め、「存しないもの」の下
に「(当該農業共済組合が現に行な
てゐる農作物共済又は蚕繭共済によ
りてその共済目的の種類としてい
る)」を加え、同条第二項中「農作物
第八十四条第一項第一号の農作物又
は同項第一号の蚕繭につき耕作
は養蚕の業務を営んでゐる者に限
る。」を削り、同条第三項但書
物共済等資格者たる前条第三項但書
に規定する者」を「共済事業の実施
区域内に住所を有する第十五条第
項第一号又は第二号に掲げる者(並
に規定する者)」を「共済事業の実施
区域内に住所を有する第十八条第
項第一項第一号の農作物又は同項第
二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業
務を営んでゐる者に限る。」を削
り、「及び蚕繭共済」「又は蚕繭共
済」に改め、「存しないもの」の下
に「(当該市町村が現に行なつて
いる農作物共済又は蚕繭共済によ
りてその共済目的の種類としてい
る)」を加え、同条第三項中「及び
又は蚕繭共済」に改め、同条第四項
を削る。

八十四条第一項第一号の農作物は同項第二号の蚕繭で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されることとすれば、共済事故の発生する本質にてらし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事由の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

第一百四条の四第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者」に改め、「共済事業を行ふ市町村との間に当該共済関係の存する者については、第百四条第三項但書」を削り、同項に後段として次のように加える。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二号及び第三項において準用する場合を含む）又は第八十五条の八第一項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済におい

物の一部又は同項第二号の蚕繭の農作物の一部をその共済目的の種類としたい組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済資格者で当該組合等が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭についてその當む当該農作物ごと又は該蚕繭との耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

第一百四条の四第一項の次に次の二項を加える。

組合等が第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としないこととしたときは、その時に、その組合等との間に当該共済事業の共済関係の存する者でその他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を營んでいないものに係る当該共済關係は、消滅するものとする。

の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において準用する場合を含む。)又は第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号若しくは第二号に掲げる者(第八十四条第五項の条例で定める者を除く。)たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営む者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

改める。

第一百四条の四に第一項として次の二項を加える。

農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第一百四条の五第一項を次のように改める。

の蚕繭との耕作又は養蚕の業務の規模が第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物又は蚕繭について、当該基準に達しない年ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

第一百四条の五第二項中「共済目的」を「年産の当該農作物又は蚕繭」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百五条第二項中「定期等で」「命令の定めるところにより定期等で」に改める。

第一百六条第一項を次のように改めるとする。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の耕作する耕地ごとの共済目的に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額とする。

第一百六条第二項中「当該共済目的」を「当該共済目的の種類」に、「百分の七十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において」を「百分の九十に相当する額を限度として主務大臣が定める二以上の金額につき」に改め、同条第三項中「蚕繭共済の」を「前項の単位当たり」に、「次条第三項」を「第一百八条第二項」に、「一律に定期等でこれを定める。」を「省令の定めるところにより組合等が定

款等で定める金額とする。」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

蚕繭共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等とともに、単位当たり共済金額に、組合員等が省令の定めるところにより桑葉の生産事情等を勘案して定める。その掲立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第一百八条を削り、第一百七条第一項中「農作物共済及び」及び「農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいふ。」を削り、「基準共済掛金率」を「蚕繭基準共済掛金率」に改め、同条第二項中「基準共済掛金率は、」を「前項の蚕繭基準共済掛金率は、省令の定めるところにより、」に改め、「合計額」の下に「見込額」を加え、「共済掛金標準率」を「蚕繭共済掛金標準率」に、「主務大臣が」を「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「共済掛金標準率」を「第二項の蚕繭共済掛金標準率」に、「のうち、主務大臣が」を「のうち、その被害率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率」というを「蚕繭通常標準被害率」というに、「通常標準被害率を」と「蚕繭通常標準被害率を」と「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害率につき主務

ものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める率（以下農作物通常共済掛金基準率といふ。）

一 被害率のうち、農作物通常標準被害率をこえるもののその見える部分の率を基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める率（以下農作物異常共済掛金基準率といふ。）

組合等は、第一項の規定にかかるらかじめ事業団の承認を受け、当該組合等の区域を二以上の地域に分けてその地域ごとに共済掛金率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの共済掛け金率は、省令の定めるところにより、組合等が事業団と協議して、その地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとする各地域基準共済掛け金率の算術平均が当該組合等の区域に係る第一項の基準共済掛け金率に一致するよう定めるものとする。

農作物通常共済掛け金基準率及び農作物異常共済掛け金基準率は、三年ごとに一般に改訂する。

第一百九条 組合等は、農作物共済について、共済目的の種類こと及び組合員等とともに、共済事故によ

る共済目的の減収量（当該組合員等の耕作する耕地ごとに、その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他の省令で定める事由の耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該組合員等の耕作する耕地ごとの基準収穫量の合計の百分の二十をこえた場合に、第一百六条第一項の単位当たり共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭共済については、共済目的の種類こと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等に係る基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年ににおける当該組合員等の収穫量を差し引いて得た数量をいうものと定めるものとする。

農作物通常共済掛け金基準率は、三

年に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収穫量は、組合員等に係る単位当たり基準収穫量に、当該組合員等についての第一百六条第三項の掲立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

第一項の基準収穫量及び前項の単位当たり基準収穫量は、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定めるものとす

る。

第一百十条中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百十一条第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第一百十二条中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第一百十五条第一項第二号中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第三項中「基礎として、主務大臣が」を「基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受け」に改め、同条第五項中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第一項第一号及び第二項中「命令の定めるところにより、當該組合員等が主務大臣が定める基準等で」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改める。

第一百二十二条中「その組合員又は農作物共済等資格者」を「、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済關係」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済關係」に、「これにつて」を「その時に」に、「保険関係」を「当該共済関係につき前条第一項又は第二項第二号の保険事業の保険關係」に、「保険關係」に改め、同条に次の五項を加える。

前条第二項第一号の保険事業を行なう農業共済組合連合会の組合員たる組合等は、当該農業共済組合連合会に対し、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該組合等とその組合員又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一

号に掲げる者（以下農作物共済関係組合員等といふ。）との間に存する農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該保険事業の保険関係を成立させたい旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日を経過した時以後においては、その申出に係る共済目的の種類たる農作物について当該組合等と農作物共済関係組合員等との間に存する農作物共済の共済關係（その時以後に成立した農作物共済の共済關係を含む。）に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に前条第二項第一号の保険事業の保険關係が存するものとする。但し、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日以内に正當な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

第二項の申出は、農作物共済の共済目的の種類ごとに、その種類に係る共済責任期間中に前項の規定によりその申出に係る保険関係が成立することとならないようになければならない。

組合等は、第二項の申出をするには、あらかじめ、農業共済組合にあつては総会の、共済事業を行なう市町村にあつては議会の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十条第三項の規定を準用する。

第一百二十二条の次に次の二条を加える。

第一百二十二条の二 前条第三項の規定により農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農業共済組合連合会に対し、当該農作物ごとに、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した時に、その申出に係る保険関係は、消滅するものとする。

第一項の場合には、前条第五項及び第六項の規定を準用する。

第一百二十三条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、総支払共済金の金額が通常責任共済金額（総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいり、以下同じ）以下である場合にあつては総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合にあつては通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、

一百四十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等が水稲につき支払すべき保険料について、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から、当該共済責任が事業団の保険に付される場合の第八三十六条第一項の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に相当する金額とする。

第一百二十五条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死廢病傷共済」を「死廢病傷共済に係るもの」に、「生産共済」と及びその組合員たる組合等ごとに、総共済金額に農作物共済に係る割合を同項第三号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごとに、組合員等との間に農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、事業団と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき保険関係を存するものとする。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険関係が存するときは、蚕

の二第一項、第六項及び第七項に、「第九十一条」を「第九十条」に改める。

第一百三十二条の二中「農作物共

作物ごと及び組合員たる組合等ご

とに、総支払共済金の金額が通

常責任共済金額（総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいり、以下同じ）以

下である場合にあつては総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、総支払共

合を乗じて得た金額、任共済金額をこえる場合にあつては通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、

一百四十五条第二項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第五章 事業団の保険事業及び再保険事業

第一百三十三条中「政府」を「事業団」に改め、「農作物共済」を削り、同条に第一項として次の二項を加える。

事業団は、組合等が農作物共済の金額は、当該農業共済組合連合会が事業団から支払を受けた当該共済事業に係る再保険金の金額を下つてはならない。

第一百二十七条第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に、」に、「当該共済関係に係る事項」を「対

する。

第一百二十七条第一項中「都道府県農業共済保険審査会」を「都道府県農業災害補償審査会」に改める。

第一百三十二条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の二

第一項及び第六項」を「第八十七条

の二第一項、第六項及び第七項に、「第九十一条」を「第九十条」に改める。

第一百三十二条の二中「農作物共

作物ごと及び組合員たる組合等ご

とに、総支払共済金の金額が通

常責任共済金額（総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいり、以下同じ）以

下である場合にあつては総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、総支払共

合を乗じて得た金額、任共済金額をこえる場合にあつては通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、

一百四十五条第二項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第五章の章名を次のよう

に改める。

第一百三十三条中「政府」を「事業

団」に改め、同条第一号中「農作物

共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに当該共済目

的に係る総保険金額のうち、その」

を「種類たる蚕繭」と及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額

から、「に、「通常標準被害率」を「蚕

繭通常標準被害率」に、「額を超える

部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同条第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るも

の」に、「主務大臣の」を「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

第一百三十四条中「前条」を「家畜共済に係る保険事業」に、「これに因つて政府と」を「その時に、事業団と」に、「再保険関係」を「当該共済事業に係る再保険関係」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

事業団の保険金額は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、その総共済組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第一百三十六条を次のように改め

第一百三十六条事業団の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、その総共済組合等ごとに、その総共済農作物異常共済掛金基準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等が水稲につき支払べき保険料については、農作

物異常共済掛金基準率から、その率に病虫害に對応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき事業団が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の蚕繭共済に係る再保險料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭こと及び農業共済組合連合会ごとに、その總保險金額に、蚕繭異常共済掛金標準率と蚕繭超異常共済掛金標準率とを合計した率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の家畜共済に係る再保險料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。

第百三十七条中「政府」を「事業団」に改め、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類」として、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る「種類たる蚕繭こと及び農業共済組合連合会ごとに、その總支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

事業団の支払うべき保険金は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第一百三十八条第一項中「再保險料

保険料」を「保険料又は再保險料」に、「又は前条」を「若しくは第百三十九条」に改め、同条に次の二号を主務大臣に」を「事業団に対し、当該農業共済組合連合会との組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項を」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「生じたときは、」の下に「組合等又は」を

加え、「命令」を「事業団」に、「主務大臣」を「事業団」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。
組合等は、事業団の定めるところにより、事業団に對し、当該組合等との組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項を通知しなければならない。

第一百三十九条中「農業共済組合連合会は、農作物共済の共済金又は蚕繭共済若しくは家畜共済に係る保険事業の保険金に、「命令」を「事業団」に、「主務大臣」を「事業団」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第一百三十九条の二 事業団は、前二条の規定による定めをしたときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第一百四十条中「政府」を「事業団」に改め、「命令の定めるところにより、」を削り、「再保險金」を「保險金」に、「再保險金又は農業共済組合連合会」に、「定款」を「定款等」に、「保險金」を「農作物共済の共済金又は蚕繭共済若しくは家畜共済に係る保険事業の保険金」に、「再

第一百四十五条中「都道府県農業共済保險審査会及び農業共済再保險審査会」を「都道府県農業災害補償審査会及び中央農業災害補償審査会」

に改める。
第六章中第百四十五条の二を第百四十五条の三とし、第百四十五条の三号を「中央農業災害補償審査会及び中央農業災害補償審査会」に改める。

第一百四十五条の二 主務大臣は、第百四十五条の二を「農業共済組合連合会が再保險」を「組合等又は再保險」に、「政府」を「事業団」に、「農業共済組合連合会が保険又は再保險」に、「政府」を「事業団」に、「農業共済再保險審査会」を「中央農業災害補償審査会」に改める。

第一百四十二条中「政府の再保險事業」を「事業団の保險事業及び再保險事業」に、「第八十七条の二第六項及び」を「第八十七条の二第一項、第六項及び第七項、」に改め、「第九十条」の下に「並びに第九十五条乃至第九十七条」を、「第六百四十六条の下に「、第六百四十九条」を加え、「第八十七条の二第六項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保險料の納入の督促」とあるのは「省令の」と、「定款で」とあるのは「事業団が」と」に改め

る。

第一百四十三条の二中「都道府県農業共済保險審査会」を「都道府県農業災害補償審査会」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項及び」を削る。

区	分	割合
○	○一未満	百分の五十
○	○一以上○二未満	百分の五十五
○	○二以上○三未満	百分の六十五
○	○三以上○四未満	百分の七十
○	○四以上○七未満	百分の七十五
○	○七以上○一未満	百分の八十五
○	○一以上○二未満	百分の九十
○	○二以上○三未満	百分の六十五
○	○三以上	百分の六十

区	分	割合
○	○二未満	百分の五十五
○	○二以上○四未満	百分の六十五
○	○四以上○六未満	百分の六十

事項を告示しなければならない。

第一百四十七条第三号中「(百三十二条において準用する場合を含む。)」を「又は第百三十六条の二」に改める。

第一百五十条の二 第二項中「又は当該組合等」を「当該組合等」に、「交付し付することができる。」を「交付し又は当該農業共済組合連合会が事業團に支払うべき再保險料の一部に充てたため事業團にこれを交付することができる。」に改め、同条第三項を改める。

第一百五十五条の二 第二項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三号、第百九条第四項、第百十五条规定による認可をしたときは、遅延二項第二号の認可をしたときは、遅延五項、第百十六条第一項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三項第二号の認可をしたときは、遅延二項第二号の認可をしたときは、遅延

第一百四十五条中「都道府県農業共済保險審査会及び農業共済再保險審査会」を「都道府県農業災害補償審査会及び中央農業災害補償審査会」

に改める。

第六章中第百四十五条の二を第百四十五条の三とし、第百四十五条の三号を「中央農業災害補償審査会及び中央農業災害補償審査会」に改める。

第一百四十二条中「政府の再保險事業」を「事業団の保險事業及び再保險事業」に、「第八十七条の二第六項及び」を「第八十七条の二第一項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三項第二号の認可をしたときは、遅延五項、第百十六条第一項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三項第二号の認可をしたときは、遅延二項第二号の認可をしたときは、遅延

事項を告示しなければならない。

第一百四十七条第三号中「(百三十二条において準用する場合を含む。)」を「又は第百三十六条の二」に改める。

第一百五十条の二 第二項中「又は当該組合等」を「当該組合等」に、「交付し付することができる。」を「交付し又は当該農業共済組合連合会が事業團に支払うべき再保險料の一部に充てたため事業團にこれを交付することができる。」に改め、同条第三項を改める。

第一百五十五条の二 第二項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三号、第百九条第四項、第百十五条规定による認可をしたときは、遅延二項第二号の認可をしたときは、遅延五項、第百十六条第一項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第三項第二号の認可をしたときは、遅延二項第二号の認可をしたときは、遅延

○・○六以上○・○八未満
○・○八以上○・一未満
○・一以上○・一五未満
○・一五以上○・二未満
○・二以上○・三未満
○・三以上

百分の六十五
百分の七十
百分の七十五
百分の八十
百分の九十
百分の百

三 委

区	分	割合
○・○二未満	百分の五十	
○・○二以上○・○三未満	百分の五十五	
○・○三以上○・○五未満	百分の六十五	
○・○五以上○・○七未満	百分の七十五	
○・○七以上○・○九未満	百分の八十五	
○・○九以上○・一二未満	百分の九十五	
○・一二以上○・二未満	百分の九十九	
○・二以上○・三未満	百分の百	

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年

二月一日から同月二十日までの範囲において政令で定める日から施行する。

(農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第二条 改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第十二条、第十三条、第九十八条の二、第一百二十七条第一項、第一百三十九条、第一百三十九条及び第一百四十二条において準用する場合を含む。)、第一百六条、第一百七条、第一百八条、第一百三十九条第一項、第一百三十九条、第一百三十九条及び第一百四十二条において準用する場合を含む。)、第一百三十九条第一項の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第一百三十三条及び第一百四十四条第一項中「政府」とあり、旧法第一百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

第三条 新法第九十一条、第一百二十二条から第一百二十五条まで、第一百三十三条、第一百三十九条及び第一百四十二条において準用する場合を含む。)、第一百三十九条第一項の規定は、水稲及び陸稲については昭和三十七年以前の年産の水稲等及び昭和三十七年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧法」といふ。)に基づき適用するものとし、昭和三十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十七年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧法」といふ。)に基づき適用するものとする。

第四条 この法律の施行の際現に旧法の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第一百三十三条及び第一百四十四条第一項中「政府」とあり、旧法第一百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

第五条 農業共済組合連合会の事業に関する経過措置

第六条 この法律の施行の際現に旧法の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第一百三十三条及び第一百四十四条第一項中「政府」とあり、旧法第一百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

金は」とあるのは「負担金は、政令の定めるところにより農業保険事業団に交付するものとし、農業保険事業団は」と、「当該組合等にこれを交付する。」とあるのは「政令の定めるところにより当該組合等にこれを交付しなければならない」と、同条第二項中「農業共済再保険特別会計」とあるのは「農業保険事業団の農作物勘定又は蚕繭勘定」と、旧法第一百三十四条から第一百三十七条まで及び第一百四十条中「政府」とあり、旧法第一百三十八条中「主務大臣」とあるのはいずれも「農業保険事業団」とする。

(家畜共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第一百三十三条及び第一百四十四条第一項中「政府」とあり、旧法第一百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

第八条 この法律の施行の際現に旧法の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第一百三十三条及び第一百四十四条第一項中「政府」とあり、旧法第一百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

和三七年産のものから、麦については昭和三十八年産のものから行なうことができるものとし、昭和三十六年以前の年産の水稲及び陸稲並びに昭和三十七年以前の年産の麦については、旧法第一百二十二条第一項の規定の例により、農業共済組合連合会は、当該農作物共済目的の種類とする農作物共済に係る共済責任を相互に保険することを目的としなければならない。

第九条 この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等とその組合員等との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済の規定により組合等とその組合員等との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済に係る組合員等の営む新法第十五条第一項第一号又は第二号の業務の区分により新法の規定による農作物共済又は蚕繭共済の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間に存するものとみなす。

第十条 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に引き続き存するものとみなす。

(保険事業の保険関係に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法(農作物共済及び蚕繭共済の共済関係にあつては、附則第三条第一項の規定によりその例によるものとされる旧法第一百二十二条)の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との

えて指定乳製品及び指定食肉の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。

4 安定価格は、原料乳、指定乳製品（原料乳を含む。）又は指定食肉（当該家畜を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

5 農林大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ畜産価格審議会の意見を聞かなければならない。

6 農林大臣は、安定価格を定めたときは、速報なく、これを告示するものとする。

（安定価格の改定）

第四条 農林大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2 前項第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

（原料乳の価格に関する勧告）

第五条 農林大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農振興法（昭和二十九年法律第二百八十二号）第二条第二項の乳業を行なう者をい。以下同じ。）が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買入れ、又は買入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定下位価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、その旨を公表することができる。

（指定乳製品の生産等に関する計画）

第六条 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原科とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けたことがある。

2 次の各号の一に該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けたことがある。

3 委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜、食肉又は鶏卵等の生産、集荷、保管、販売又は消費に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けたことがある。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（協同組合）

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合連合会

（生乳生産者団体）

四 指定飲食に係る家畜の生産者が直接又は間接の構成員となつてゐる

る農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の価格を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

（畜産物価格審議会）

第六条 農林省に、畜産物価格審議会（以下「審議会」という。）を置く。（設置及び権限）

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の価格の安定に関する重要な事項を調査審議する。

（組織）

第八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

（目的）

第九条 審議会は、前項の事項に関する事項を規定しなければならない。

（会員）

1 会長は、委員が互選する。

（会員）

2 会長は、委員が互選する。

（会員）

3 会長は、委員が互選する。

（会員）

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

該乳業者に対し、その委託に応すべき旨を命ずることができる。

（部会）

第十一条 審議会に、部会を置くことができる。

（部会）

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

（会員）

3 審議会は、その定めるところに於て、その構成員の生産する畜産者（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の価格を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

（農林省令への委任）

第十二条 この章に規定するものにほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、農林省令で定めらる。

（農林省令への委任）

第十三条 農業振興事業団は、主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の經營に要する資金の調達の円滑化に必要な業務を行なうことを行う。

（法人格）

第十四条 農業振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十五条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

（事務所）

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第十六条 事業団は、定款をもつて、畜産振興事業団があつせんしてもなお當該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当

る事項

（部会）

（部会）

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

（会員）

3 審議会は、その定めるところに於て、その構成員の生産する畜産者（当該団体の委託を受けて生産するものを含む。）に係る指定食肉の価格を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

（農林省令への委任）

第十二条 この章に規定するものにほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、農林省令で定めらる。

（農林省令への委任）

第十三条 農業振興事業団は、主要な畜産物の価格の安定及び乳業者等の經營に要する資金の調達の円滑化に必要な業務を行なうことを行う。

（法人格）

第十四条 農業振興事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第十五条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

（事務所）

2 事業団は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第十六条 事業団は、定款をもつて、畜産振興事業団があつせんしてもなお當該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当

る事項

五 役員及び評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 事業団は、定款を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を第二十条に規定する出資者に通知しなければならない。

(資本金)

第十六条 事業団の資本金は、政府の出資金十億円と附則第六条第二項の規定により次条第一項に規定する者から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、農林大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができるのである。

(出資)

第十七条 第六条第二項各号の一に該当する者は、事業団に出資することができる。

2 前項に規定する者についての出資一口の金額は、十万円とする。

第十八条 事業団に出資する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に対抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第十九条 事業団は、出資者に対

し、その持分を払いもどすことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第二十条 政府以外の出資者(以下第六十一条まで単に「出資者」といふこと)は、その持分の全部の譲渡しによつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡し等)

第二十一条 出資者は、事業団の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 第十七条第一項に規定する者でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けることができない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 出資者は、持分を共有することができない。ただし、出資者の持分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき、遺産の分割があるまでは、この限りでない。

(登記)

第二十二条 事業団は、政令で定めることにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第二十三条 事業団でない者は、畜産振興事業団といふ名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二節 役員等

(役員)

第二十五条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理士七人以内を置くことができる。

3 理事は、理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

2 評議員会は、理事長の諸間に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

(評議員)

第三十一条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

2 評議員会は、評議員二十人が内にあつては、その代表者)及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 役員は、再任されることができない。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務

(役員の欠格条項)

第二十八条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十九条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができない。

3 評議員会は、評議員及び職員たる性質

第三十五条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

2 評議員会は、評議員の公務員たる性質

第三十六条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諸間に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

(評議員)

第三十七条 評議員は、出資者(法人にあつては、その代表者)及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十九条第二項並びに第三十四条の規定は、評議員について準用する。

に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第三十四条 役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盜用してはならない。

(職員及び職員の公務員たる性質)

第三十五条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

2 評議員会は、評議員の公務員たる性質

第三十六条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諸間に応じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に關し、理事長に意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

(評議員)

第三十七条 評議員は、出資者(法人にあつては、その代表者)及び事業団の業務に關し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十九条第二項並びに第三十四条の規定は、評議員について準用する。

第三節 業務

(業務の範囲) 第三十八条 事業団は、第十二条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の買入れ、交換及び売渡し

二 前号の業務に伴う指定乳製品及び指定食肉その他の食肉の保管

三 生乳生産者団体の申込みにより、第六条第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画について、その委託に関するあつせんを行なうこと。

四 農林省令で定めるところにより、第六条第二項、第三項又は第四項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について助成をすること。

五 出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する債務の保証

2 前各号の業務に附帯する業務事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要の増進に関する業務を行なうことができる。

3 第一項第一号及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六条までに定めるところにより行なうものとする。

(買入れ)

第三十九条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品

(他に委託して生産したものを持ち)を安定下位価格で買入れることができる。

事業団は、中央卸売市場において、指定食肉を安定下位価格で買入ることができる。

3 事業団は、農業協同組合又は農業協同組合連合会が第六条第三項の認定を受けた同項の計画に基づいて保管又は販売をする指定食肉については、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会の申込みにより、中央卸売市場以外の事業団の指定する場所において、安定下位価格を基準として政令で定める価格で買入れることができる。

4 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

5 事業団は、第一項の規定による生乳生産者団体からの買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

6 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

7 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

8 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

9 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

10 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

11 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

12 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

13 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

14 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

15 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

16 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

17 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて賃貸し又は賃賣するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品又は指定食肉(前条の政令で定める食肉を含む。以下第四十四条まで同じ。)を、指定期間にあつては一般競争入札の方法により、指定食肉については中央卸売市場において、売り渡すものとする。ただし、これらの方法によることが著しく不適当であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、随意契約その他の方針で売り渡すことができる。

4 事業団は、指定乳製品又は指定食肉の買入れについて、第一項の規定による生乳生産者団体から農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

5 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

6 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

7 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

8 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

9 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

10 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

11 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

12 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

13 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

14 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

15 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

16 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

17 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

18 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

19 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

く。)について、その者が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買入れば、その者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

2 第三十九条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

3 第四十一条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をして日から一年を経過しない者であるとき。

4 第四十一条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めのその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。

5 その他農林省令で定める理由があるとき。

6 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

7 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

8 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

9 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

10 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

11 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

12 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

13 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

14 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

15 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

16 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

17 事業団は、第一項の規定による買入れ又は前項の規定による買入れを優先的に行なうものとする。

一 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。)

位価格に達しない価格で原料乳を買入れば、その者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。

2 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に必要な設備の新設又は改良に必要な資金(設備の新設又は改良に必要な資金を除く。)

3 事業団は、出資者で第六条第二項第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合若しくは農業協同組合に対する前項各号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合、当該債務について保証することができる。

4 事業団は、出資者で第六条第二項第二号又は第三号に該当するものが、その直接又は間接の出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

5 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

6 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

7 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

8 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

9 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

10 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

11 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

12 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

13 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

14 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

15 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

16 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

17 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対する当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対する債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

(業務の範囲)

第三十九条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品

(売渡し)

第四十一条 事業団は、指定乳製品

掲げる者に委託することができ

る。

第三十八条第一項第一号の業

務（買入れ、交換及び売渡しの

決定を除く。）については、農業

協同組合法（昭和二十一年法律

第一百三十二条）第十一条第一項第

六号の事業を行なら農業協同組

合連合会その他農林大臣の指定

する者

二 第三十八条第一項第五号の業

務（債務の保証の決定を除く。）

については、銀行、相互銀行、

農林中央金庫 農業協同組合法

第十条第一項第一号及び第二号

の事業をあわせ行なら農業協同

組合連合会、商工組合中央金庫

その他農林大臣の指定する金融

機関

前項各号に掲げる者は、他の法

律の規定にかかわらず、同項の規

定による委託を受けて、当該業務

を行なうことができる。

（業務方法書）

第四十七条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しよとするとときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

第四十九条 事業団の業務方法書には、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

第四節 財務及び会計

（区分経理）

第四十八条 事業団は、第三十八条第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理につ

いては、政令で定めるところによ

り、特別の勘定を設けて、他の業

務に係る経理と区分して整理しな

ければならない。

2 附則第六条第二項の規定により

事業団に出資があつたものとされ

た額及び第十七条第一項に規定

する者が出資する金額に係る経理

は、前項の特別の勘定において行

なうものとする。

（事業年度）

第四十九条 事業団の事業年度は、

毎年四月一日に始まり、翌年三月

三十一日に終る。

（収入及び支出の予算等の認可）

第五十条 事業団は、毎事業年度、

収入及び支出の予算、事業計画並

び資金計画を作成し、当該事業

年度の開始前に農林大臣の認可を

受けなければならない。これを変

更しようとするときも、同様とす

る。

2 事業団は、第四十八条第一項の特別の勘定に関し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

3 事業団は、業務方法書を変更したときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

（決算）

第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」とい

う。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第四十八条

第一項の特別の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければなら

ない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

3 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならぬ。

（余裕金の運用）

一 銀行その他農林大臣の指定する金融機関への預金又は金銭信託

してはならない。

2 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

（給与及び退職手当の支給の基準）

第五十六条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支

給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

（農林省令への委任）

第五十七条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

（監督）

第五十八条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるとき

は、事業団に対し、その業務に

関し、監督上必要な命令をするこ

とができる。

（報告及び検査）

第五十九条 農林大臣は、この法律

を施行するため必要があると認め

るときは、事業団若しくは第四十

六条第一項の規定による委託を受

けた者（以下「受託者」という。）

に対し、その業務に關し報告をさ

せ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第六節 補則）

1 出資者に対する通知又は催告

（第六十条 事業団が出資者に対する通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所（出資者名簿を事業団に通知したときは、その場所）にあってすれば足りる。）

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 第一項の規定により立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（第六十一条 事業団は、定期的

に各出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。）

2 出資者名簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び払込みの年月日

3 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 出資者及び事業団の債権者（事業団が保証契約を締結している金融機関を含む。）は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。（解散）

第六十二条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

第五章 雑則

（大蔵大臣との協議）

第六十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第六条第五項、第三十八条规定第一項第四号、第四十二条各号、第四十七条第一項又は第五十七条の農林省令を定めようとするとき。

二 第十五条第二項、第十六条第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第四十二条、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第四十六条第一項第二号又は第五十五条第一号若しくは第二号の指定をしようとするとき。

（報告及び検査）

第六十四条 農林大臣は、原料乳、

指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他のこれらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その限度において、これらが直接又は間接の構成員となるいる団体を含む。）に対し、必要な事項に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 第五十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六章 罰則

第六十五条 第三十四条（第三十七条规定第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に關して知り得た秘密をもらはし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第六十六条 事業団又は受託者が、第五十九条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

二 第十五条第二項、第十六条第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項又は第五十四条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第四十二条、第五十二条第一項又は第五十六条の承認をしようとするとき。

四 第五十二条第一項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十二条第一項の政令の規定に違反して、登記をするととを怠つたとき。

六 第三十八条第一項又は第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十二条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十八条第二項の規定により農林大臣の命令に違反したとき。

十 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

十一 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せし、五億円を出資するものとし、前条第三項の規定により出資金の払込みを認められたときは、その全額を払い込むものとする。

十二 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

十三条 設立委員は、出資金の払込みを認められたときは、その全額を払い込むものとする。

十四条 設立委員は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十五条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十六条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

十七条 農林大臣は、設立の登記をするところによつて成立する。

（酪農振興基金の解散等）

第十八条 農林大臣は、設立委員会が設立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

第十九条 農林大臣は、設立委員会が設立の時において、この法律の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

第二十条 農林大臣は、第二十七条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

第二十一条 農林大臣は、設立委員会が設立の時において、この法律の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものと定めて、事業団の設立に關する事務を處理させる。

第二十二条 農林大臣は、設立委員会が設立の時において、この法律の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の設立に際して政府及

び第十七条第一項に規定する者が事業団に対し出資されたものとする。

3 酪農振興基金の解散について

は、廃止前の酪農振興基金法（昭和三十三年法律第七十三号）第四

十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行なわない。

4 前条第一項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職權で、酪農振興基金の解散の登記をしなければならない。

（持分の払い戻し）

第七条 前条第二項の規定により第十七条第一項に規定する者が事業

團に対し出資したものとされた金額については、当該出資者は、事

業団に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払い戻しを請求することができる。た

だし、第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担してい

る者については、この限りでな

い。

2 廃止前の酪農振興基金法第二十九条第一項第一号から第三号までの規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林省令で定めるところにより、相当の担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができない。

3 事業団は、第一項の規定による請求があつたときは、第十九条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額によつて払い戻しがなされなければならない。この場合において、事業団

は、その払い戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

4 第六十三条の規定は、第二項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

（経過規定）

第八条 昭和三十六年度の原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後すみやかに」とする。

2 この法律の施行の際に畜産振興事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

3 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

4 事業団の最初の事業年度は、第

四十九条の規定にかかるわらず、そ

の成立の日が始まり、昭和三十七年三月三十日に終るものとする。

5 事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

6 附則第十二条の規定の施行前に廃止前の酪農振興基金法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によつては、なほ従前の例による。

（増資）

第九条 事業団は、その成立の日ににおける資本金の額のうち第十七条

第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十八年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするようにその資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する場合においては、第十七条第一項に規定する者は、第十七条第一項に規定する者

の出資する額が五億円に達するまでは、事業団は、第十六条第二項の認可を受けなくても、その資本金を増加することができる。ただし、第十七条第一項に規定する者の出資のみにより資本金を増加する場合に限る。

3 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

4 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

5 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

6 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

7 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

8 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

9 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

10 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

11 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

12 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

13 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

14 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

15 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

16 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

17 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

18 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

19 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

20 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

21 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

22 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

23 第二十二条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

第十九条第七号中「酪農振興基金」を「畜産振興事業団」に、「酪農振興基金法」を「畜産物の価格安定等に関する法律」に改める。

第十四条 印紙税法（明治三十一年法律第五十四号）の一部を次のよう

に改める。

第五条第九号ノ五ノ二を次のよ

うに改める。

九ノ五ノ二 畜産振興事業団が畜産物の価格安定等に関する法律

ノ業務ニ關シ發スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十五条 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第十号中「石炭鐵

業合理化事業団」の下に「畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「酪農振興基金」を削る。

第十六条 法人税法（昭和二十一年法律第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第十号中「石炭鐵

業合理化事業団」の下に「畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「酪農振興基金」を削る。

第十八条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第十号中「石炭鐵

業合理化事業団」の下に「畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「酪農振興基金」を削る。

第十九条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第十号中「石炭鐵

業合理化事業団」の下に「畜産振興事業団」を加え、同項第十二号中「酪農振興基金」を削る。

第五条第一項第四号中「酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鐵業合理化事業団」を、「石炭鐵業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。

第十七条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のよ

うに改める。

第十八条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

三十六の三 畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第三十六号）に基づき主

要な畜産物について安定価格

等に関する法律（昭和三十六年法律第三十六号）に基づき主

要な畜産物について安定価格

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「酪農振興基金」を削り、同項第七号中「及び石炭鉱業合理化事業団」を「石炭鉱業合理化事業団及び畜産振興事業団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「若しくは中小企業信用保険公庫」を「中振興事業団」に改める。

(酪農振興法の一部改正)
第二十一条 酪農振興法の一部を次のように改正する。

目次中「国内産の牛乳及び乳製

品の消費の増進等に関する措置(第二十四条の三・第二十四条の四)」を「国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進に関する措置(第二十四条の三)」に、「第二十四条の五」を「第二十四条の四」に改める。

第三章の二の章名中「増進等」を「増進」に改める。

第二十四条の四を削り、第二十四条の五第一項中「第二十四条の三」を「及び前条第一項の乳製品の保管計画の実施」を削り、同条を第二十四条の四とする。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二十二条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第八条第一項」を「酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第二十四条の四第一項」に改める。

昭和三十六年十月十日印刷

昭和三十六年十月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局